

いきいきこどもプラン

～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～

令和2年 3月

出 雲 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	
Ⅰ 計画策定の趣旨・位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
Ⅱ 計画の基本的視点	4
Ⅲ 計画の期間	5
Ⅳ 計画の対象	5
Ⅴ 策定の方法	6
1. 出雲市子ども・子育て会議による審議	6
2. ニーズ調査の実施	6
3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項	6
4. 関連する計画等	7
5. 策定スケジュール	7
第2章 計画の基本的な考え方	
Ⅰ 基本理念	8
Ⅱ 施策の体系	10
第3章 施策内容	
Ⅰ 育児力・教育力の向上	12
1. 保護者の育児力の向上	12
2. 家庭や地域の教育力の向上	13
3. 次代の親の育成	14
Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり	15
1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	15
2. 健やかな発育・発達を支える	17
3. 基本的な生活習慣の確立支援	18
Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進	19
1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実	19
2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える	21
3. 子どもの健康・体力づくり	25
4. 子どもの生きる力の育成	25
Ⅳ 仕事と子育ての両立支援	28
1. 子育てに関する多様な支援の充実	28
2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し	29
3. 男女共同参画社会の推進	30

V	子育てを応援する地域づくり	32
1.	地域における子育て支援	32
2.	子ども虐待防止対策の充実	34
3.	子どもの健全育成	35
4.	ひとり親家庭等の自立支援の推進	37
第4章	5か年事業計画（量の見込み・確保方策）	
I	教育・保育等の提供区域	39
1.	教育・保育等の提供区域とは	39
2.	本市における教育・保育等の提供区域	39
II	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	40
III	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
1.	利用者支援に関する事業	45
2.	延長保育事業	46
3.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	47
4.	乳児家庭全戸訪問事業	49
5.	養育支援訪問事業	50
6.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	51
7.	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	52
8.	一時預かり事業（幼稚園型）	
	（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	53
9.	一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	55
10.	病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）	57
11.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）	59
12.	妊婦に対して健康診査を実施する事業	60
13.	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	61
14.	実費徴収に係る補足給付を行う事業	61
第5章	計画の進行管理	
I	計画の進行管理	62
資料編		
○	子どもや子育て家庭を取り巻く状況	63
○	出雲市子ども・子育て会議	71

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・位置づけ

1. 計画策定の趣旨

- 本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 17 年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」を、平成 22 年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を策定し、「子育てに喜びを実感できる社会の実現」を基本理念に、次世代育成の施策に積極的に取り組んできたところです。
- このような中、国においては、平成 24 年に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連 3 法が制定されました。関連 3 法は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、制定されたものです。また、制定された子ども・子育て支援法では、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。
- 本市における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付けることとし、平成 27 年度～令和元年度を計画期間とする計画を策定しました。
- 今回、現計画の計画期間が終了することに伴い、本市における子育ての支援を継続的に実施していくため、令和 2 年度～令和 6 年度を計画期間とする第二期計画を策定しました。

子ども・子育て支援法の概要

【公布年月日】

- 平成 24 年 8 月 22 日公布

【施行期日】

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 4 月 1 日までの間において政令で定める日から施行。ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備等は公布の日等から施行。

【概要】

- 目的…第 1 条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やか

に成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 基本理念…第2条第1項
子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画…第61条第1項
市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法の概要

【公布年月日】

- 平成15年7月16日公布<平成27年3月31日までの時限立法>
最終改正：平成26年4月23日公布<平成37年3月31日まで延長>

【施行期日等】

- 公布の日等から
市町村行動計画の策定規定の改正（任意化）は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行

【概要】

- 目的…第1条
この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。
- 基本理念…第3条
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。
- 市町村行動計画…第8条第1項
市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。（子ども・子育て支援法の施行の日から施行）

2. 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、出雲市総合振興計画「出雲未来図」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとなりました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりのもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。

Ⅱ 計画の基本的視点

この計画を策定するにあたっての基本的な視点は次の3点です。

① 子どもの最善の利益の実現という視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場に立つことで、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、すなわち「子どもの最善の利益」が実現されるための施策の展開を図ります。

また、子ども・子育て支援は、心身ともに健やかな子どもが育つよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

② 子育てをする保護者支援・保護者の自立という視点

子育ては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育てに取り組むという観点から施策を推進します。

また、保護者自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際の子育てを通じて、子どもが成長していく姿にふれることで成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援し、保護者として子育てに責任をもち、主体的に子育てに関わっていく意識づくりをしていくという視点から取り組みを進めます。

③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

子どもは社会を構成する重要な一員であり、子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭はもちろん、地域、企業、関係機関、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携した施策を推進します。

また、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化などの問題をふまえ、全ての子どもと家庭への支援という視点から取り組みを進めます。

Ⅲ 計画の期間

- 子ども・子育て支援法において、市町村は平成27年度から5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を定めるとされています。したがって、この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

Ⅳ 計画の対象

- 本計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。
また、本計画において、「子ども」とは18歳までを指します。

V 策定の方法

1. 出雲市子ども・子育て会議による審議

- 第二期事業計画の策定に当たっては、法第77条第1項及び第4項の規定に基づき子育て支援に係る当事者の意見を聴く必要があるため、出雲市子ども・子育て会議による審議をふまえて策定します。

2. ニーズ調査の実施

- 第二期事業計画の策定に当たっては、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、保育・教育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。
- 児童の放課後等に関する現状とニーズを把握するため、就学後児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項

- 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項については、以下のとおり記載しています。

必須記載事項		記載場所
● 教育・保育提供区域の設定	第2項第1号	第4章Ⅰ-2
● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第2項第1号	第4章Ⅱ
● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第2項第2号	第4章Ⅲ
● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (認定こども園普及についての考え方、保幼小連携の推進など)	第2項第3号	第3章Ⅲ-1

任意記載事項		記載場所
● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	第3項第1号	第3章IV-1 (1)
● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	第3項第2号	
・ 児童虐待防止対策の充実		第3章V-2
・ ひとり親家庭の自立支援の充実		第3章V-4
・ 発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実		第3章III-2
● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	第3項第3号	第3章IV-2

4. 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図って計画を策定しました。
- 計画の推進にあたっては、関連する各計画との連携を図り、進めていきます。

上位計画

- 出雲市総合振興計画 新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」[24～33年度]
- 第5期出雲市障がい福祉計画 第1期出雲市障がい児福祉計画[30～32年度]

関連する他分野の計画

- 第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [30～34年度]
- 第2次出雲市健康増進計画 [30～39年度]
- 第3次出雲市食育推進計画 [30～39年度]
- 出雲市自死対策総合計画 [31～35年度]
- 第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [29～33年度]
- 第3次出雲市DV対策基本計画 [29～33年度]
- 第3期出雲市教育振興計画 [29～33年度]
- 出雲市社会教育基本計画 [31～35年度]

5. 策定スケジュール

令和元年 5月 27日	令和元年度第1回子ども・子育て会議
8月 9日	令和元年度第2回子ども・子育て会議
10月 1日	令和元年度第3回子ども・子育て会議
11月 26日	令和元年度第4回子ども・子育て会議
12月 12日	パブリックコメント（意見公募）実施 （令和2年1月20日まで）
令和2年 3月	計画策定

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

全ての子どもが、地域の人々等に見守られながら、笑顔あふれる明るい家庭で大切に育てられ、健やかに成長することは社会全体の願いです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある出雲市の担い手の育成につながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育てについては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が、子どもの育ちや子育て支援に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現をめざします。

基本理念

子育てに喜びを実感できる社会の実現

めざす姿

子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも
 明日のいずもを担う子どもが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら
 自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり



基本理念

子育てに喜びを実感できる社会の実現



親子の成長を支える環境づくり

※個々の子どもの育ち、保護者の育ちの支援

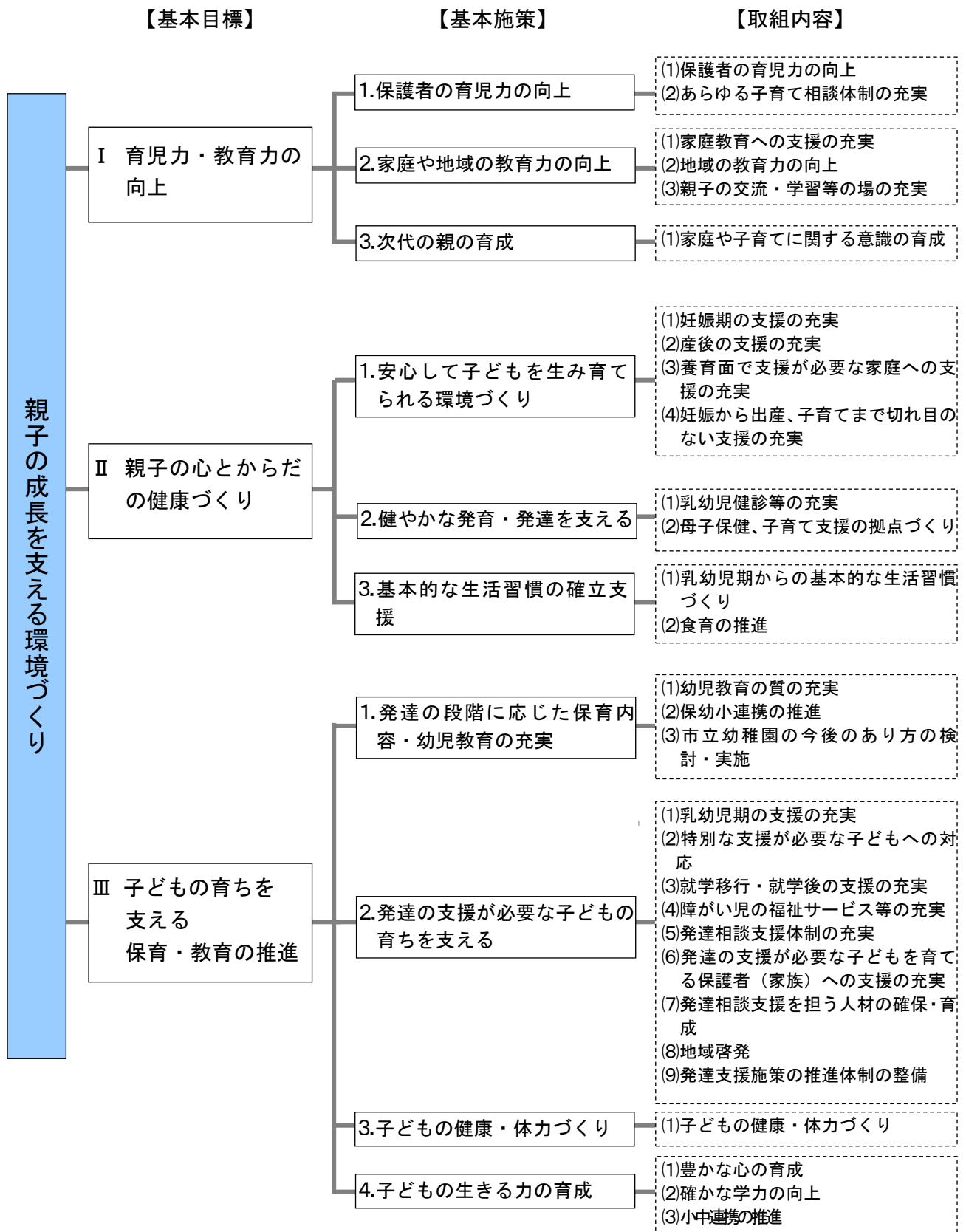
基本目標 I	基本目標 II	基本目標 III
向上 育児力・教育力の	健康づくり 親子の心とからだの	保育・教育の推進 子どもの育ちを 支える

子育て家庭を応援する環境づくり

※社会の支援体制づくり

基本目標 IV	基本目標 V
両立支援 仕事と子育ての	地域づくり 子育てを応援する

II 施策の体系



【基本目標】

【基本施策】

【取組内容】

子育て家庭を応援する環境づくり

IV 仕事と子育ての両立支援

1. 子育てに関する多様な支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 幼稚園預かり保育の充実
- (3) 放課後児童クラブ等の充実
- (4) 情報提供の充実

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

- (1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

3. 男女共同参画社会の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進
- (3) 教育現場等における男女共同参画の推進
- (4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

V 子育てを応援する地域づくり

1. 地域における子育て支援

- (1) 全ての子育て家庭のための支援
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実
- (3) 子育て支援センターの充実
- (4) 地域に開かれた学校づくり
- (5) 保護者負担の軽減
- (6) 多文化共生社会に向けた子育て支援体制の強化

2. 子ども虐待防止対策の充実

- (1) 子ども家庭相談支援体制の強化
- (2) 予防啓発活動
- (3) 研修活動
- (4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実
- (5) 進行管理台帳管理の充実

3. 子どもの健全育成

- (1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実
- (2) 相談・支援体制の充実

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 子育てや生活の支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 相談機能等の充実

第3章 施策内容

<具体的取組> 記載内容の説明

- 充実 …これまでの取組（制度）を、量的にも内容的にも拡充等して取り組む場合に記載
- 継続 …これまでの取組（制度）を継続して実施する場合に記載（量的な拡大のみの場合も含む）
- 検討 …新規の取組（制度）等について、体制や方策などを検討したうえで実施する場合に記載

具体的取組の担当課【福】福祉推進課
【健】健康増進課
【子】子ども政策課
【保】保育幼稚園課
【市】市民活動支援課
【教】教育政策課
【学】学校教育課
【児】児童生徒支援課

I 育児力・教育力の向上

少子高齢化の進行や核家族の増加に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、育児に自信がもてない保護者が増えています。

保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域の資源を活用しながら、保護者の育児力の向上、家庭や地域の教育力の向上、次代の親の育成に取り組みます。

1. 保護者の育児力の向上

現状課題	○育児に自信がもてない保護者が増えており、自己肯定感を高める育児を楽しむ環境づくりを進める必要がある。 ○身近に子育て中の仲間が少ないなどの理由により孤立感、疲労感などを覚える母親が増えており、身近で気軽に相談できる場が必要である。 ○相談窓口が分かりにくい。
------	--

めざす姿	○保護者が地域から孤立することなく、相談できる場、支援を求める場が身近にある。
------	---

※「めざす姿」…本計画の対象である子どもとその家庭、地域、企業、関係機関、行政など社会全体で「めざす姿」です。

【対応】

(1) 保護者の育児力の向上

地域での子育ての仲間づくりを支援するとともに、地域の身近な相談者として、子育て経験者を「子育てサポーター」として委嘱し、育児不安の軽減や子育て能力の向上をめざします。

< 具体的取組 >

- ① 子育て支援センターでの各種事業の継続【子】
- ② 親子のきずなはぐくみ事業の継続【健】
- ③ 子育てサポーター事業の継続【健】
- ④ 保育所の子育て力アップ事業の継続【保】

(2) あらゆる子育て相談体制の充実

母子保健分野、福祉分野など各分野の相談者が共通認識をもち役割分担をしながら助言・支援ができる相談体制の充実を図ります。

保護者からの相談に対応する窓口の明確化を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 出雲市母子健康包括支援センター事業の充実【健】
- ② 妊婦・乳幼児家庭訪問事業の継続【健】
- ③ 妊婦・乳幼児健康相談事業の継続【健】
- ④ 子どもに対する虐待（以下「子ども虐待」という。）の防止・予防のための相談支援の継続【子】
- ⑤ 子ども家庭相談の継続【子】

⑥発達クリニックの継続【子】

⑦発達障がい児の専門相談の継続（情緒障がい児等発達支援事業）【児】

2. 家庭や地域の教育力の向上

現状課題	○少子化、両親の共働きなどにより、保育所、幼稚園、認定こども園、学校など子どもの所属の中での生活時間が長く、異年齢・地域との交流の機会や親子のふれあう時間が少なくなっている。 ○メディア等の発達により、コミュニケーション方法が変化してきている。 ○子どもの成長発達に応じた関わりが分からず育児不安になる傾向がある。
------	---

めざす姿	○親子が豊かな自然環境、教育環境の中で暮らしを楽しみ、幅広い世代の人々と交流する中で、子どもの成長や発達の段階に沿った学びができる。
------	--

【対応】

(1)家庭教育への支援の充実

乳幼児健診や、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において多くの保護者が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

<具体的取組>

- ①保育所・幼稚園・認定こども園・学校等での家庭教育に係る研修や講座等の充実【保】【学】
- ②食育のまちづくり事業の推進（離乳食・幼児食教室・栄養士出前講座等）【健】

(2)地域の教育力の向上

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、地域の高齢者等の参画を得ながら、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①青少年の健全育成活動の継続【市】
- ②高齢者等地域講師の参画を得た地域活動やふるさと教育の充実【保】【教】
- ③放課後子ども教室推進事業の充実【教】

(3)親子の交流・学習等の場の充実

孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集える場、交流や仲間づくり、学習を行うことができる環境を整えます。

また、子育て家庭を対象とした、子育て不安などに対する相談を行い、家庭における教育力の向上を図ります。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 4章Ⅲ-7 【子】
- ②各地区の育児サークル、子育てサロン等の継続【健】

3. 次代の親の育成

現状 課題	○子どもは、やがては次代の社会を担い子育てをする存在であり、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための取組を進める必要がある。
めざす 姿	○男女が互いに協力して家庭を築くことや、共に子どもを育てる意識をもっている。

【対応】

(1) 家庭や子育てに関する意識の育成

男女が互いに協力して家庭を築くことや子どもを育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携をとり推進します。

中学生や高校生が、子どもを育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・などを活用し、乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。

< 具体的取組 >

- ① 男女共同参画のまちづくり推進【市】
- ② 食育のまちづくり事業の推進（食育講座、食のボランティアによる食育活動）【健】
- ③ 保育所等での中高生保育体験事業の継続【子】

Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり

妊娠・出産・育児期は、親の心身の変化に加え、ライフスタイルが大きく変化する時期であり、子どもだけでなく、子どもを取り巻く家族の健康を支えることが必要です。

また、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保によって、安心して出産できる環境を整備し、その後の育児に楽しく取り組めるようにすることが大切です。

保護者の育児不安を軽減し、のびのびと育児を楽しむことができるよう、母子保健事業を中心に、広く子育て家庭から次代を担う子どもを対象とした施策の充実に取り組みます。

1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

現状 課題	<ul style="list-style-type: none">○妊娠期から、子育てに不安を抱える妊婦（家庭）が増えている。○地域や家族関係の希薄化、核家族化等により、出産後や子育て中に相談者・支援者がいない家庭が増えている。○低出生体重児※の割合が、国・県に比べて高くなっている。 ※低出生体重児：出生体重が2,500g未満の乳児○妊娠期の状況把握が重要である（妊婦の心と身体の状態、支援者の有無、相談者の有無、心配なこと等）。○妊娠期の不安の軽減、育児不安の軽減につながる、母親に寄り添った取組を進める必要がある。○養育面で支援が必要な家庭への支援を充実させる必要がある。○訪問、相談等を充実させるために人材を確保する必要がある。
めざす 姿	<ul style="list-style-type: none">○安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境が整っている。<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保により、安心して出産ができる環境づくり・育児不安の軽減により、子育てに喜びや楽しみを感じられる支援体制づくり・妊娠期・出産・育児の間の支援を途切れることなく展開する

【対応】

(1) 妊娠期の支援の充実

妊娠届出時に妊娠期の体調、心配なことや産後の支援者の有無等の把握を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。

父親・母親になる準備のための教室や仲間づくりの場の提供、助産師や保健師による妊娠中からの訪問・相談等により、安心してあかちゃんを迎えることができるよう支援します。

< 具体的取組 >

- ① 妊娠届出時の相談の充実（心配なこと等への相談対応、食生活・産後うつ予防・歯科健診のすすめ等の情報提供）【健】
- ② 母子健康手帳の発行【健】
- ③ 妊婦健康診査事業の継続（14回分の妊婦健診受診券の発行による健診受診勧奨、健康

管理、経済的支援) 4章Ⅲ-12 【健】

- ④助産師と連携して実施する「赤ちゃんのお世話教室（妊娠期における両親参加の教室）」の継続【健】
- ⑤一般不妊治療費、不育症治療費助成事業の継続【健】
- ⑥医療機関等との連携強化による妊娠期からの支援・調整【健】【子】

(2)産後の支援の充実

妊娠・出産、子育て中は、ライフサイクルや体調が大きく変化する時期であり、子どもだけでなく保護者（家族）の健康を支えることが重要です。保健師や助産師により乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、母親の心の健康への支援も行います。

地域の子育て支援者でもある民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーター等の協力を得て、身近な地域の子育て支援情報の提供や、地域子育てサロン等へのつなぎを行い、孤立感の緩和を図ります。

<具体的取組>

- ①生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問の充実 4章Ⅲ-4 【健】
- ②産後ケア事業の実施【健】
- ③あかちゃん声かけ訪問員のスキルアップ研修の実施（あかちゃん声かけ訪問員：民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーターによる訪問）【健】
- ④子育てサポーターの育成・交流・地域ごとの連絡会等の実施【健】
- ⑤産後うつ予防のための質問票の活用と評価【健】
- ⑥医療機関等との連携強化【健】【子】

(3)養育面で支援が必要な家庭への支援の充実

育児について気軽に相談できる体制の整備を行います。

養育面、育児面での支援が必要な家庭へは継続した支援を行います。産後の支援が受けられない家庭へは育児支援スタッフの派遣等の支援を充実させます。

<具体的取組>

- ①乳幼児訪問事業の実施 4章Ⅲ-4 【健】
- ②養育支援訪問事業の実施と適切な支援の提供 4章Ⅲ-5 【健】【子】
- ③未熟児養育医療費給付事業の継続【健】
- ④乳幼児健康相談事業の実施【健】

(4)妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実

妊娠期からの親子の健康づくりを推進するために、母子保健分野の関係機関・団体・関係者・行政等のネットワークを強化します。

子育て支援に熱意のある市民を子育てサポーターとして委嘱し、地域における子育て支援の推進を図ります。

相談・訪問等の充実にあたり、助産師・保健師等のスタッフの資質の向上を図ります。

<具体的取組>

- ①親子健康づくりネットワーク会議の継続【健】
- ②出雲市母子健康包括支援センターきずな関係者会議の継続【健】
- ③子育てサポーター連絡協議会の継続（地域における子育て支援の推進）【健】
- ④助産師連絡会での連携強化（訪問事業の具体的な改善）【健】
- ⑤助産師・保健師等の人材確保と資質の向上【健】
- ⑥要保護児童対策地域協議会を活用し、ケース支援会議等による連携強化【子】

2. 健やかな発育・発達を支える

現状 課題	<ul style="list-style-type: none">○健診での様々な相談が増えている。○乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の体制の維持が必要である。○乳幼児健診の精度向上が求められる。○安心して健診や相談ができる場を検討する必要がある。○母子保健事業や子育て支援事業を提供するための常設の場が必要である。
めざす 姿	<ul style="list-style-type: none">○子どもが健やかに成長する環境が整っている。

【対応】

(1) 乳幼児健診等の充実

健やかな成長と発達を支えるため、乳幼児健診等を充実させ、疾病の早期発見・治療へのつなぎだけでなく、保護者に寄り添いながら子育て支援の視点、児童虐待予防の視点で事業を展開します。

<具体的取組>

- ①乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の充実【健】
- ②乳幼児健診の精度向上【健】
- ③医療機関委託の乳児健診（1か月児、9～10か月児）の継続【健】
- ④乳幼児健診医師連絡会の継続【健】
- ⑤乳幼児健診従事者研修の継続【健】

(2) 母子保健、子育て支援の拠点づくり

乳幼児健診をはじめ、母子保健事業・子育て相談支援事業等を効果的に提供するための拠点づくりを検討します。

<具体的取組>

- ①教育・発達支援センター（仮称）とともに母子保健、子育て支援の拠点整備を検討【健】

3. 基本的な生活習慣の確立支援

現状課題	<p>○幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあり、食習慣の基礎づくりが必要である。</p> <p>○就寝時間が遅いなど生活リズムの乱れがある人もあり、規則正しい生活習慣づくりが必要である。</p> <p>○外遊びをする子どもが減少している。</p> <p>○乳幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等メディアの影響を受けやすい傾向があるなど、メディア対策の推進が必要である。</p> <p>○誤飲、やけど、転落等の事故予防の啓発が必要である。</p>
------	--

めざす姿	<p>○乳幼児期から望ましい生活習慣をつくり、健康な心とからだを育てる環境が整っている。</p>
------	--

【対応】

(1) 乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり

乳幼児期からの早寝早起きの生活リズムの確立、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習の機会や情報提供を充実させます。

誤飲、やけど、転落等の事故予防などの学習の場を提供します。

<具体的取組>

- ①乳幼児等の事故予防の出前講座の紹介、あかちゃん声かけ訪問員による事故予防の啓発【健】
- ②保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携したメディア対策の推進【健】
- ③乳幼児健診、相談、子育てサークル等での基本的な生活習慣の情報提供【健】

(2) 食育の推進

親子が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための取組を推進します。

<具体的取組>

- ①食育のまちづくり事業の推進（食育講座の開催、食育に関する啓発活動、食のボランティアの育成・研修、地域での食育活動）【健】
- ②月齢に合わせた離乳食教室の継続【健】

Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要な時期であり、全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境整備を進めます。

また、近年、発達の支援が必要と思われる子どもが増加傾向にあり、個にあった支援、子どもの成長の段階に応じた一貫した支援ができる体制整備を進めます。

学校教育においては、子ども自らが課題をみつけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことができるような取組を進めます。

1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実

現状課題	<p>○少子化、核家族化、都市化、情報化などの社会の急激な変化の中で、人間関係や社会とのつながり・関わりが希薄化が進み、家庭内や地域における教育力が低下している。</p> <p>○家庭や地域で子ども同士が関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっている。</p> <p>○基本的な生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足などから、年齢相応の発達の段階に到達していない子どもが多くなってきている。</p> <p>○充実した保育や教育を行うにあたり、保育士や幼稚園教諭などの人材が不足している。（特に、産休育休代替や、欠員補充のための人材が不足している。）</p>
めざす姿	<p>○全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境が整っている。</p> <p>○それぞれの発達の段階における習熟度を高める保育や教育を提供する環境が整っている。</p>

【対応】

(1) 幼児教育の質の充実

1) 職員の資質の向上

保育士や幼稚園教諭が保育・教育の力を高めるため、各種の研修や合同研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

2) 職員体制の維持

私立認可保育所・認定こども園においては、処遇改善により保育士等の確保を図ります。また、市立保育所・幼稚園においては、計画的な職員採用により、人材の確保を図ります。

3) 幼児教育指導員・心理相談員等の配置

幼児教育指導員・心理相談員等による保育所・幼稚園・認定こども園への巡回訪問等を行い、それぞれの園・所における幼児教育の充実を図ります。

< 具体的取組 >

①PBL(Problem Based Learning) 型研修※の実施【保】

※PBL 型研修：出された課題に対する解決策を考える課題解決型の研修

- ②公開保育型研修の実施【保】
- ③合同研修の実施【保】
- ④処遇改善給付の継続【保】
- ⑤計画的職員採用の実施【保】
- ⑥幼児教育指導員・心理相談員等の巡回訪問及び園内研究等への派遣【保】【子】
- ⑦保育所・幼稚園・認定こども園における相談【保】【子】
- ⑧島根県幼児教育センターとの連携【保】

(2)保幼小連携の推進

1)子どもが抱える問題発生の予防

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、就学前の子どもの小学校生活への不安や心配を解消するとともに、子どもが小学校入学時にかかえる小1プロブレム※を回避し、小学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

乳幼児期からの子どもや家庭の状況について適切に情報共有や情報連携を行い、子どもが学校・家庭生活をすこやかに過ごせるよう努めます。

※小1プロブレム：小学校に入学した子どもが、集団行動がとれない、授業中座ってられない、人の話を聞かないなど、学校生活になじめない状況が続くこと

2)保育・教育の質の向上

連携事業実施の結果、保幼小それぞれの職員が互いの保育・教育の現状や課題、連携の重要性を理解するとともに、個々の資質の向上に取り組み、保育・教育全体の質の向上を図ります。

<具体的取組>

第2期出雲市保幼小連携推進基本計画に基づいた連携事業の展開【学】【児】【保】【子】

- ①幼児と児童の交流事業充実（保幼小交流の日の実施等）
- ②職員の連携の充実（合同研修会等）
- ③保育所・幼稚園・認定こども園・小学校内の協力体制の推進
- ④アプローチカリキュラム※の作成及び実践・評価・改善（保育所・幼稚園・認定こども園）
※アプローチカリキュラム：5歳児学年後半、特に就学を意識した指導計画
- ⑤スタートカリキュラム※作成及び実践・評価・改善（小学校）
※スタートカリキュラム：就学後、小学校の生活や学びに対応できるようにするための指導計画
- ⑥年中児の時期からの情報共有の実施
- ⑦保護者や地域への啓発活動の推進

(3)市立幼稚園の今後のあり方の検討・実施

1)インクルーシブ教育推進園の指定

一定の規模がある幼稚園において、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び育つ教育をモデル的に推進します。そのため、障がいのある幼児の受け入れ枠を設定し、公開保育によるインクルーシブ教育研修会を開催します。

障がいのある幼児の受入れに関しては、保育の必要性のある児童も想定し、一時預かり事業（幼稚園型）をあわせて実施します。

2) 子どもの個性と集団性を共に育てる幼児教育実践研究の推進

子どもの個性が育ち合うためには、どのように集団形成を行い小学校教育に接続するのが望ましいかについて、日々の教育実践研究を通じて明らかにし、幼児教育の内容や方法に関するモデルを実証的に示すことが、公立幼稚園の重要な役割の一つです。そのためには、地域の実態も考慮しながら一定の規模を維持することが求められます。こうした教育的役割を果たすことが著しく困難になった園については、出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成24年出雲市教育委員会策定）により、「学級数1以下の状態が2年続く」場合は、地元の了解を得ながら、閉園を検討します。

3) 認定こども園化に向けた取組

園児数が減少している市立幼稚園のうち、今後もさらなる減少が懸念される園については、幼児教育の質を維持しながら地域の子育て支援ニーズを満たすという観点から認定こども園化（認可保育所を運営する社会福祉法人等への譲渡など）を検討し、子ども・子育て環境の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」をふまえた検討・計画実施【保】

2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える

現状課題	<ul style="list-style-type: none">○発達の支援が必要と思われる子どもが増加している。その発達上の支援の必要性に気づき、個にあった支援やコーディネート、保護者を含めた相談支援体制が十分に整備されていない現状にある。○早期から子どもの成長と発達を支えるため、集団生活の場における支えの充実と、個別（的）対応ができる体制の整備が必要である。○身近な地域で親子を支え、気軽に相談できる場が必要である。○相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていく体制が必要である。
めざす姿	<ul style="list-style-type: none">○障がいの有無に関わらず、子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる地域の環境が整っている。○子どもの成長の段階に応じて一貫した支援が、身近な地域で提供できる体制が整っている。

【対応】

(1) 乳幼児期の支援の充実

1) 保育所・幼稚園・認定こども園に通う前の在宅時期の子どもの育ちを支える

早期から子どもの成長と発達を支えるため、健診の精度向上に取り組むとともに、子どもや保護者のニーズに応じた支援の充実を図ります。

発達の経過を確認しあいながら親子を支えることができる場の充実を図るとともに、保護者等を対象に子どもの成長や発達等の理解を促す取組、子育て支援や育児の観点からの啓発活動の充実を図ります。

就園、入所の際は、集団生活の中でそれぞれの子どもにあった支援をしていくため、関係機関との連携・情報共有を図ります。

2) 集団生活の場における子どもの育ちを支える

障がいの有無に関わらず、集団生活の中で子ども同士が育ちあえるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の支援体制の充実を図るとともに、教職員や保育者の資質向上等を図るための研修の機会を充実させます。

集団生活のしにくさがある子どもの育ちやその保護者を支えるため、保護者記入式シートによる年中児発達相談事業を実施するとともに、心理相談員等による園・所等への巡回相談の実施、幼児通級指導教室の充実など、気になる段階から支える仕組みづくりに取り組みます。

発達の支援が必要な子どもの就園・入所に対応するため、加配職員の確保など、受け入れ体制の充実を図ります。

<具体的取組>

- ① 健診後のフォローアップの充実【健】
- ② 発達クリニックの継続【子】
- ③ 健診スタッフ研修の継続【健】
- ④ 発達支援教室の継続【健】
- ⑤ 心身障がい児地域療育事業（ミニ療育事業）の継続【福】
- ⑥ 発達に関するパンフレット作成【子】
- ⑦ 保育所・幼稚園等巡回訪問の充実【子】【保】
- ⑧ 年中児発達相談事業の充実【子】
- ⑨ 保育者支援研修、幼稚園教職員等研修の充実【子】【保】
- ⑩ インクルーシブ教育推進園の指定【保】
- ⑪ 障がい児保育対策事業（障がい児保育・発達促進児保育）の継続【保】
- ⑫ 幼児通級指導教室の充実【保】

(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい等のある特別な支援が必要な子どもを、保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れ、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育*の考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することを目指します。

※インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組み

<具体的取組>

- ① 私立認可保育所：障がい児保育対策事業費補助事業の継続【保】
- ② 市立幼稚園：特別支援補助教諭・幼稚園ヘルパー配置の継続【保】

(3) 就学移行・就学後の支援の充実

子どもや保護者の気持ちを十分に尊重し、円滑に就学移行を進めるため、保育所・幼稚園・認定こども園等の関係機関との連携を図りながら、早期から、就学に向けた就学相談を行います。

子どもにあった適切な支援を就学後につなげていくため、保育所・幼稚園・認定こども園等からの支援計画等に基づき、小・中学校での校内支援体制づくりに取り組みます。

小・中学校における、特別支援教育のスタッフの配置や巡回相談の実施及び教職員研修の一層の充実により、校内の支援体制の充実を図ります。また、一人ひとりの教育的二一

ズに応じた通級による指導・支援を実施するとともに、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者に対する就学相談を引き続き実施します。

児童クラブに入会した支援が必要な児童等への対応のために、クラブと小学校、保育所・幼稚園等の情報連携を図ります。そのほか、特別な支援が必要な児童の対応について巡回相談員による支援を行います。

<具体的取組>

- ①就学相談の継続、就学相談説明会の開催【児】
- ②子ども支援ファイルの作成・活用【児】【保】【子】
- ③スクールヘルパー事業の継続【児】
- ④巡回相談「わくわく相談会」の継続【児】
- ⑤小・中学校における通級による指導の継続【児】
- ⑥教職員等に向けた特別支援教育講座の実施【児】
- ⑦「出雲市年中児 そだちの応援シート」による保幼小の情報共有【児】【子】【保】
- ⑧児童クラブ巡回相談の実施【子】

(4) 障がい児の福祉サービス等の充実

障がいの状態や発達の段階に応じて一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、第5期出雲市障がい福祉計画・第1期出雲市障がい児福祉計画に基づく障がい福祉サービス等の支援を推進します。

相談支援体制の充実を図るとともに、療育や余暇活動等本人のニーズにあった各種の障がい福祉サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携を図ります。

出雲市障がい者施策推進協議会等により事業の検討・推進を図ります。

<具体的取組>

- ①障がい福祉サービスの充実【福】
- ②相談支援専門員の質の向上【福】
- ③支援者向け研修の実施【福】
- ④出雲市障がい者施策推進協議会等による事業の検討・推進【福】

(5) 発達相談支援体制の充実

保護者、保育所・幼稚園・認定こども園、関係機関等からの相談に対応できるよう窓口の明確化を図り、専門的な職員を配置します。

子どもの発達についての相談、子育て相談などの保護者の多様なニーズに対応できる相談の場を提供します。

早期から子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていくための体制を検討します。

親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場を確保するとともに、幼児期における発達の支援や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。

<具体的取組>

- ①就学前の相談窓口の継続設置【子】【保】
- ②心理相談員等による相談の継続【子】
- ③発達クリニックの継続【子】
- ④身近で気軽に相談できる場の検討【健】
- ⑤教育・発達支援センター（仮称）整備の検討【児】

(6) 発達支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実

「育てにくさ」を感じる保護者の育児不安を軽減するため、子育てに関する講座を開催するなど、家族も含めた支援の充実を図ります。

保護者やその家族に対し相談機関や子育ての情報など、発達支援等に関する情報提供の充実を図ります。

＜具体的取組＞

- ①各園を通じたチラシ配布による巡回相談・発達クリニック等の情報提供【子】
- ②個別相談時に福祉サービス等の情報提供【福】
- ③発達特性やその対応に関する講座の実施【子】

(7) 発達相談支援を担う人材の確保・育成

多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築するため、臨床心理士、保健師等の専門的人材の確保に努めます。

子どもやその保護者の個々の状況に適した支援を行うため、発達障がい等に関する研修を実施するなど、スタッフの資質向上を図るとともに、計画的な人材養成を図ります。

＜具体的取組＞

- ①支援者の適正な人材育成と確保【子】【保】

(8) 地域啓発

発達障がい等に関する理解促進のため、広く一般に向けて発達に関する情報提供や啓発活動を実施します。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で子どもを育てる視点から、保護者のニーズに応じ、地域で支えあう子育て支援事業との連携を図ります。

＜具体的取組＞

- ①地域への普及啓発【福】
- ②地域の子育て支援事業との連携【健】

(9) 発達支援施策の推進体制の整備

保健、福祉、医療、教育等の関係機関との連携・協力体制を構築し、乳幼児期からの一貫した発達支援施策の推進を図ります。

庁内関係部署の横断的な推進体制により、庁内のネットワーク化を図ります。

＜具体的取組＞

- ①関係機関と連携した推進体制、庁内の推進体制の継続【子】

3. 子どもの健康・体力づくり

現状 課題	○子どもの身長、体重など体格は向上しているが、体力・運動能力は低下してきている。学校、家庭、地域等が連携して、子どもに正しい食習慣と運動習慣を身につけさせる必要がある。
----------	--

めざす 姿	○生涯を通して健康な生活を送ることができる基礎を築いていく環境が整っている。
----------	--

【対応】

(1)子どもの健康・体力づくり

1)食育の推進

学校においては、栄養教諭や学級担任等を中心に、学校給食を教材として活用し、給食の時間をはじめとする関連教科等における指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に食育の推進に取り組みます。また、学校給食試食会や親子料理教室の開催を通して、家庭・地域と連携して食育の推進に取り組みます。

2)体力づくり

小・中学校における体育活動等を推進するとともに、各学校で「体力テスト」の結果をふまえた体力向上推進計画を策定し、体力づくりに取り組みます。

3)学校保健の推進

学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康診断を実施するとともに、学校環境検査を実施します。

学校保健委員会を開催し、児童生徒の健康課題について、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

<具体的取組>

- ①学校給食試食会及び親子料理教室の開催【学】【学校給食課】
- ②体力向上推進計画の策定と実践【学】
- ③就学児健康診断及び健康診断の実施【教】【学】
- ④フッ化物洗口の継続【健】

4. 子どもの生きる力の育成

現状 課題	○生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人間性豊かな子どもの育成が必要である。 ○国や県の学力調査において本市では多くの教科で県平均を上回っているものの、家庭学習習慣の定着には改善が必要である。 ○児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導や、教職員の資質向上と児童生徒に向き合う時間の確保が必要である。
----------	--

めざす 姿	○確かな学力の定着を図るとともに創造性豊かな人材を育成する環境が整っている。 ○困難を抱える児童生徒への支援など、子ども一人ひとりを大切にする教育が実践されている。
----------	---

【対応】

(1)豊かな心の育成

ふるさと出雲の豊かな自然環境や地域の教育資源を活用して、体験的に学ぶ機会の充実を図ります。

市内小・中学校が一齐に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、児童生徒の心を揺さぶる生命（いのち）の教育を推進します。

学校の教育活動全体を通して、道徳教育の一層の充実に努め、豊かな人間性の育成に努めます。

将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していく児童生徒を育成するため、多様で幅広い人材との交流や話を聞く機会の充実を図ります。

いじめ問題への対応や不登校児童生徒支援のため、問題を抱える児童生徒や学校、家庭に対する相談活動等に取り組みます。

<具体的取組>

- ①総合的学習推進事業の充実【学】
- ②生命（いのち）を考える教育等の充実（性・生の学習、喫煙防止教室、赤ちゃん登校日等）【学】【健】
- ③道徳教育の充実【学】
- ④キャリア教育の充実【教】
- ⑤いじめ・問題行動対策事業の継続【児】
- ⑥不登校対策事業の継続【児】

(2)確かな学力の向上

学びに向かう力・人間性等、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、教員の授業力の向上や児童生徒の学習習慣の定着を図ります。

読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、小・中学校に学校司書や読書ヘルパーを配置します。

出雲科学館における高度かつ豊富な装置、機器を使った独創的な体験・実験を中心とした小・中学校理科授業を引き続き実施します。

各種学力調査の結果等のデータを活用し、各学校で課題に対して改善に取り組みます。

新学習指導要領で小学校に導入される「外国語活動」及び「外国語科」の円滑な実施など、時代のグローバル化に対応できる人材の育成を図るため、外国語教育の充実を図ります。

日本語指導を必要とする帰国した児童生徒や外国にルーツをもつ児童生徒に対しては、一人ひとりの日本語能力に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①放課後学習等支援事業【教】
- ②学校司書・読書ヘルパーの全校配置（学校司書配置の充実）【学】
- ③出雲科学館の活用【科学館】
- ④学力調査の実施と結果の活用【学】
- ⑤外国語教育を支援する外国語指導助手及び英語指導助手の配置【学】

⑥帰国した児童生徒や外国にルーツをもつ児童生徒に対する日本語指導や教科指導の充実（人員体制・母語支援・初期集中指導教室）【学】

⑦教員の授業力向上に係る研修の実施【学】

(3)小中連携の推進

小学校・中学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、中1ギャップ※を回避し、学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときの不安から、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、問題行動や不登校が顕著になる現象のこと

<具体的取組>

①各中学校区における小中連携推進計画の立案及び特色ある取組等の実践【学】

②小中連携推進委員会による実践研究【学】

IV 仕事と子育ての両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化に伴う多様なニーズに対応する仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。

また、家庭生活や家庭教育の重要性を認識し、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりを進めます。

さらに、女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

1. 子育てに関する多様な支援の充実

現状課題	○核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育ニーズや保護者の育児負担感を軽減する取組の重要性が増してきている。 ○全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができる環境の構築が必要である。
めざす姿	○多様なニーズに応えられるサービスの供給体制が整っている。 ○各種の子育て支援サービス等の内容が利用者に十分伝わっている。

【対応】

(1) 保育サービス等の充実

時間外保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応できるよう、補助制度等の継続実施により仕事と子育ての両立支援のための体制整備に努めます。

保護者が病気や疲労などの身体上、精神上または、仕事の都合上の理由により、児童の養育が困難になった場合に短期的に児童福祉施設において養育・保育を行う子育て短期支援事業を継続実施します。

産後休業や育児休業後における保育施設の円滑な利用を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 私立認可保育所特別事業の継続 4章Ⅲ-2・9 【保】
- ② 病児・病後児保育事業の充実 4章Ⅲ-10 【保】
- ③ 子育て短期支援事業の継続 4章Ⅲ-6・9 【子】
- ④ 保育施設の入所予約申込の継続 【保】

(2) 幼稚園預かり保育の充実

特別な支援を必要とする園児の保護者の保育ニーズ等をふまえながら、幼稚園における預かり保育事業の充実に努めます。

< 具体的取組 >

- ① 幼稚園における預かり保育事業の充実 4章Ⅲ-8 【保】

(3) 放課後児童クラブ等の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全育成を図るため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの充実に努めます。

近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれることに伴い、計画的に施設の拡充を図るとともに、地域の実情を考慮しながら、受け入れ体制の強化を図ります。

設備及び運営に関する基準に基づき、支援の質を向上させ、児童が安全、快適に過ごせる環境づくりに努めます。また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

<具体的取組>

- ①放課後児童クラブ事業の充実 [4章Ⅲ-3](#)【子】
- ②放課後児童クラブ施設整備事業の継続 [4章Ⅲ-3](#)【子】
- ③社会福祉法人等による放課後児童クラブ事業への支援 [4章Ⅲ-3](#)【子】
- ④放課後子ども教室数の増【教】

(4) 情報提供の充実

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、多様な手段を使い迅速でわかりやすい情報提供を行います。

<具体的取組>

- ①子育て便利帳の発行【子】
- ②市ホームページ・市広報による情報提供の充実【子】
- ③子育てアプリ「すくすく出雲」による情報提供の充実【子】

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

現状課題	○社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加し、仕事と子育てなどの家庭生活の両立が難しい状況である。 ○職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解を浸透させ、だれもが子育てしながら働けるような環境の整備や、男女が共に子育てするという意識啓発が必要である。
めざす姿	○仕事・子育て・家庭生活などを両立でき、性別を問わずに誰もが働きやすい社会環境が整っている。

【対応】

(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

1) 事業所等への普及啓発

経営者に対し、職場での男女間の格差をなくす取組や、従業員が安心して子育てができる職場の環境づくり等について、積極的な普及啓発を進めます。

先進的な取組を行っている企業の紹介や、関係機関が開催する研修会等の周知など情報提供を行います。また、企業に向けてワーク・ライフ・バランス等の出前講座を積極的に実施します。

2) 職場（働く場）における点検・見直し

労働基準法や働き方改革関連法、男女雇用機会均等法に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。

＜具体的取組＞

- ① 経営者等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発【市】【産業政策課】
- ② 労働に関する法令等の広報、情報提供【市】【産業政策課】

3. 男女共同参画社会の推進

現状 課題	<p>○男性は仕事、女性は家庭といった性別によって役割を固定する意識に否定的な人が増え、男女共同参画意識が徐々に定着してきている傾向があるが、まだ十分とは言えない状況である。</p> <p>○市民一人ひとりに対し、男女が認め合い支えあう男女共同参画の意識を醸成していくことが必要である。</p>
めざす 姿	<p>○女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されている。</p>

【対応】

(1) 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支えあう家庭づくりを促します。また、夫婦を対象とした学習会、講座を開催し、家庭教育や男性の家事・育児参加の重要性についての認識を促します。

＜具体的取組＞

- ① 家庭生活における意識啓発・情報提供【市】
- ② 夫婦を対象とした学習会、講座の開催【市】

(2) 地域における男女共同参画の推進

地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。また、コミュニティセンターとの連携により、地域における男女共同参画の取組を推進します。

＜具体的取組＞

- ① 地域における研修会、出前講座の開催【市】

(3) 教育現場等における男女共同参画の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校教職員を対象に、人権意識及び男女共同参画についての研修を実施します。また、発達段階に応じた人権を尊重する教育を実践し、自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。

＜具体的取組＞

- ① 教育現場、男女共同参画推進員を対象とした研修の開催【市】
- ② 教職員等を対象とした人権・同和教育研修会の開催【学】

(4)男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

1)男女間の暴力をなくす環境づくり

DV防止に関する広報・講座等を開催し、暴力根絶の意識づくりを促します。また、若年層へのDV予防啓発をすすめるため、市内中学校・高等学校・専門学校に対し、デートDV防止講座を積極的に実施します。

2)配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

DV等相談体制の充実を図り、関係機関と連携し相談者へ適切な助言・支援を行います。

<具体的取組>

①DV・デートDV防止に関する広報・講座等の開催【市】

②女性相談体制の充実【市】

V 子育てを応援する地域づくり

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭を総合的に支援する観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、近年、子ども虐待相談件数が増加していることから、子ども虐待の予防と早期発見・早期対応・継続支援ができる体制の充実・強化に取り組みます。

そして、子育て経験者、高齢者、事業者、専門職、関係機関等地域のあらゆる人々がそれぞれの役割をもって子育て支援に参画し、地域のあたたかい見守りの中で子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる「子育てを応援する地域づくり」を進めます。

1. 地域における子育て支援

現状課題	<ul style="list-style-type: none">○社会構造の変化の中で、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々の参加意欲が移りつつある。○子育て支援サービスが、地域の子どもや保護者にとって身近で利用しやすく、より有効なものとなる必要がある。○子どもが少ないという要因だけでなく、保護者が活動に参加しないような傾向も増え、地域の子どもの活動などが成り立たなくなっている。○外国籍住民の増加に伴って外国にルーツをもつ子どもも増加傾向にあり、当該保護者や保育・教育の現場に対して支援が必要となっている。
めざす姿	<ul style="list-style-type: none">○在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭が利用しやすい様々な子育て支援サービスがある。○地域の人々の多くが子育てについて関心・理解をもち、地域全体で子どもや子育て家庭を支えている。○保護者自身も、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持っている。○外国にルーツをもつ子どもが円滑に保育や教育等の利用ができる。

【対応】

(1) 全ての子育て家庭のための支援

一時保育事業等の保育サービスについて、多様なニーズに対応できるよう充実に努めます。

保育施設等への送迎や時間外の託児など、他の保育サービスでは対応できないニーズに応えるため、会員募集の強化など、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

各地域で独自に行われている子育て支援活動の支援・周知に努めます。

< 具体的取組 >

①一時保育事業の継続 [4章Ⅲ-9](#) 【保】

②ファミリー・サポート・センター事業の充実 [4章Ⅲ-9・10・11](#) 【子】

- ③子育てサポーター活動の継続【健】
- ④地域の子育て支援活動の支援・周知【子】

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実

保育所、幼稚園、認定こども園において、子育てに関する相談や情報提供、保護者の仲間づくりの場を提供するなど子育て支援機能の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①保育所体験特別事業の継続【保】
- ②幼稚園未就園児教室の継続【保】

(3) 子育て支援センターの充実

子育て支援センターの利用促進を図るとともに、相談体制や情報提供の機能について充実を図ります。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 4章Ⅲ-1・7 【子】

(4) 地域に開かれた学校づくり

学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を活用するなど、地域の実状に応じた特色ある学校教育を推進します。また、学校施設の開放等を推進します。

<具体的取組>

- ①幼稚園運営協議会推進事業の継続【保】
- ②地域学校運営理事会推進事業の継続【教】
- ③学校施設の開放【教】

(5) 保護者負担の軽減

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経費の負担軽減に努めます。

<具体的取組>

- ①保育所、幼稚園、認定こども園の保育料軽減対策の継続【保】
- ②就学援助制度の実施【教】
- ③奨学金制度の実施【教】
- ④乳幼児等医療費助成の継続【子】
- ⑤子ども医療費助成の実施【子】

(6) 多文化共生社会に向けた子育て支援体制の強化

外国籍住民の子育てにかかる相談に円滑に対応できるよう、翻訳・通訳専門員を配置します。また、保育所・幼稚園・小学校等への入所園・就学にかかる説明や相談ができる場を提供します。

<具体的取組>

- ①窓口等での円滑な相談対応が出来るように翻訳・通訳専門員を継続配置【子】
- ②外国籍の保護者向けの入所園・入学説明会の開催【子】【保】【学】

2. 子ども虐待防止対策の充実

現状課題	<p>○家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、保護者または子どもの疾病・障がい、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））により、子どもが生きにくい、子どもを育てにくい環境がある。</p> <p>○子ども虐待相談件数が増加している。</p> <p>○子ども虐待に関する市民の知識・理解を広め、虐待予防の啓発が必要である。</p> <p>○要支援家庭への対応機能の充実が課題である（学校対応等）。</p> <p>○支援者のスキルアップと支援者への支援が課題である。</p> <p>○関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要がある。</p>
------	--

めざす姿	<p>○関係機関の連携で、子ども虐待の予防と早期発見・早期対応ができる体制が整っている。</p> <p>○必要な支援が提供される環境が整っている。</p>
------	---

【対応】

(1) 子ども家庭相談支援体制の強化

1) 出雲市子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭相談室に、児童福祉法に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を設置し、これまでの支援体制、業務内容を明確に位置づけ、更なる充実を図ります。

2) 専門相談や関係機関との連携

子ども虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との調整を行います。

< 具体的取組 >

① 児童相談体制の充実【子】

- ・虐待対応専門員（保健師等）、子ども家庭支援員（社会福祉士、教員等）など、国の基準に定める専門的な資格を有した対応職員を複数配置
- ・支援者支援として、児童相談アドバイザーを配置

② 個別ケースごとに「支援計画」を作成し、訪問・来所相談面接により、計画に基づいた支援等を継続的に実施【子】

(2) 予防啓発活動

1) 広報活動

市の広報に定期的に子どもの人権擁護・子育てに関する記事等を掲載し、広く子ども虐待の予防啓発に努めます。

2) 児童虐待防止推進月間の取組（11月）

予防啓発活動を重点的に推進します。

< 具体的取組 >

① 広報紙への掲載【子】

② 児童虐待防止推進月間の取組（街頭での啓発活動、「家族の日」の呼びかけ）【子】

③ 子どもの所属機関を通じ、保護者への子ども虐待に関するチラシ配布の継続【子】

(3) 研修活動

1) 市民への啓発及び子ども虐待防止研修

子ども虐待の早期発見や適切な支援を行うために、関係機関の担当者のスキルアップやネットワーク強化をめざした研修会を開催します。

2) 児童相談対応スキルアップのための研修

支援者支援の一環として、事例検討・重症事例の検証等を行い、スキルアップに努めます。また、教職員、民生児童委員や各地区の要請により、子ども虐待発見、防止等に関する研修会を実施します。

< 具体的取組 >

- ① 島根県立大学との共同企画研修の継続【子】
- ② 教職員・民生児童委員への研修会実施の継続【子】
- ③ 関係職員のための研修企画および参加促進【子】

(4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実

要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会、実務者会及び個別事例支援会議の充実を図り、支援体制を整えていきます。

< 具体的取組 >

- ① 代表者会の開催【子】
- ② 実務者会の開催（進行管理調整会議・庁内定例会議を含む）【子】
- ③ 個別事例支援会議の開催（家庭支援会議を含む）【子】
- ④ 関係機関及び他市町との情報共有・連携の強化【子】

(5) 進行管理台帳管理の充実

支援の充実のため、要保護児童等に関する情報や相談をタイムリーに記録管理し、要保護児童対策地域協議会構成員における情報共有、事実確認、情報収集を迅速・適切に行います。

< 具体的取組 >

- ① 要保護児童進行管理台帳の作成及び管理【子】
- ② 要支援台帳ほか虐待等のリスクを抱える児童の記録作成及び管理【子】
- ③ 「子ども情報定期連絡票」を活用した情報共有【子】

3. 子どもの健全育成

現状課題	<ul style="list-style-type: none">○ 社会情勢や経済状況の変化、有害な情報の氾濫等による子ども・若者の育成環境の変化等により、子ども・若者が抱える問題は複雑化、深刻化している。○ 子どもや若者を尊重し、共に支え合う社会の構築が必要である。○ 関係機関・団体における情報交換や支援に関する協議により、困難を抱える子ども・若者の支援体制の充実・強化を図る必要がある。○ 義務教育終了後の若者の支援体制が不十分である。
めざす姿	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもが社会の一員としての認識をもち、家庭、地域、事業者、行政が共に支える社会が構築されている。

【対応】

(1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

地域で子どもを見守り育成する活動の推進を図ります。

<具体的取組>

- ① 青少年の健全育成活動の支援【市】
- ② 出雲市青少年育成市民会議の活動の推進【市】
 - ・ 年齢、世代を越えた地域活動の推進
 - ・ 子どもの見守りと声かけの推進
- ③ コミュニティセンター活動の充実（放課後、土・日曜日の子どもの向け講座等の開催）【自治振興課】
- ④ 通学路等の安全対策の実施【児】
- ⑤ 情報モラル指導の充実（保護者、教員等を対象としたネットトラブルへの対応研修の開催）【児】

(2) 相談・支援体制の充実

1) 出雲市子ども・若者支援協議会の取組

様々な機関が、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行います。

子ども・若者の支援に関する情報交換等を行い、支援体制の充実を図ります。

広報、啓発活動、支援者の資質向上のための研修会、市民理解を深める講演会等を開催します。

2) 出雲市子ども・若者支援センターの取組

総合相談窓口として、困難を抱える子ども・若者の相談・支援活動を実施します。

3) 思春期の居場所支援事業の継続

心と身体の成長発達が不安定な思春期支援の一つとして、安心して過ごせる居場所を継続して確保します。

4) 外国にルーツをもつ義務教育過年齢の若者への支援

外国にルーツをもち義務教育過年齢で転入した若者や高校に通わない若者について、多文化共生を推進するNPOや日本語ボランティア団体、企業等と連携を図り、その居場所、日本語や学力の習得の場となる拠点や支援ネットワークなどの支援体制の構築を図ります。

<具体的取組>

- ① 出雲市子ども・若者支援協議会による相談・支援体制の充実【市】
- ② 出雲市子ども・若者支援センターによる相談・支援活動の継続【市】
- ③ 思春期の居場所支援事業の継続【健】
- ④ 外国にルーツのある義務教育過年齢の若者の支援拠点やネットワークの構築の検討【文化国際室】【市】【学】
- ⑤ 日系ブラジル人の定住促進、外国人材活用の普及のため、日系ブラジル人対象の合同企業説明会や事業者向けセミナーの開催など、日系ブラジル人就業支援対策事業を実施【産業政策課】

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状課題	○ひとり親家庭等においては経済面・生活面の生活全般にわたる相談がある。母子家庭では、経済的に苦慮している家庭が多く、父子家庭では家事・子育てなどの生活面で困難さを抱えている家庭が多い。 ○子どもが幼い時期は就労が限られ、就労状況が安定せず、収入も少ないという傾向があるため、就労支援が必要である。
めざす姿	○ひとり親家庭等が、安心して生活し、就業と子育ての両立ができ、経済面や生活面で安定した生活が送れる環境が整っている。

【対応】

(1) 子育てや生活の支援の充実

1) 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭で、仕事や病気等により日常生活を営むことに支障が生じている場合の支援を行います。

2) ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の親もしくは養育者とその者に養育されている児童に対し、医療費の自己負担に相当する額の助成を行います。

3) 経済的な支援

ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定に資する支援を行います。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

< 具体的取組 >

- ① 日常生活支援事業の実施・家庭生活支援員の派遣【子】
- ② 福祉医療制度の継続【福】
- ③ 児童扶養手当の支給【子】
- ④ 母子父子寡婦福祉資金の支給【子】
- ⑤ 就学援助制度の実施【教】
- ⑥ 奨学金制度の実施【教】
- ⑦ ひとり親家庭学習支援事業の実施【子】
- ⑧ 子ども医療費助成の実施【子】

(2) 就労支援の充実

1) 教育訓練や高等職業訓練による就労支援の推進

就業支援策として資格取得による職業能力の向上への取組を支援します。教育訓練を受講する際には、受講費用の一部を支給します。高等職業訓練では、養成期間で修業している期間のうち、一定の期間、給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

2) 専門機関との連携による就労支援の推進

ハローワーク等と連携し、ひとり親の就労を支援します。特に支援を要する場合は、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組、職業能力の開発及び向上の支援などを行います。

<具体的取組>

- ①母子家庭等自立支援給付金事業の継続【子】
- ②生活保護受給者等就労自立促進事業の実施【子】

(3) 相談機能等の充実

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭等の自立、生活の安定に必要な情報の提供や指導を行います。

日常生活全般に関する相談を行い、生活における不安を払拭し、安心して生活が送れる環境づくりに取り組みます。

<具体的取組>

- ①母子・父子自立支援員による相談・情報提供の充実【子】

第4章 5か年事業計画 (量の見込み・確保方策)

子ども・子育て支援制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとに、令和2年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載してします。

I 教育・保育等の提供区域

1. 教育・保育等の提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

2. 本市における教育・保育等の提供区域

本市においては、市全域を一つの教育・保育等の提供区域として設定して、事業計画を策定します。

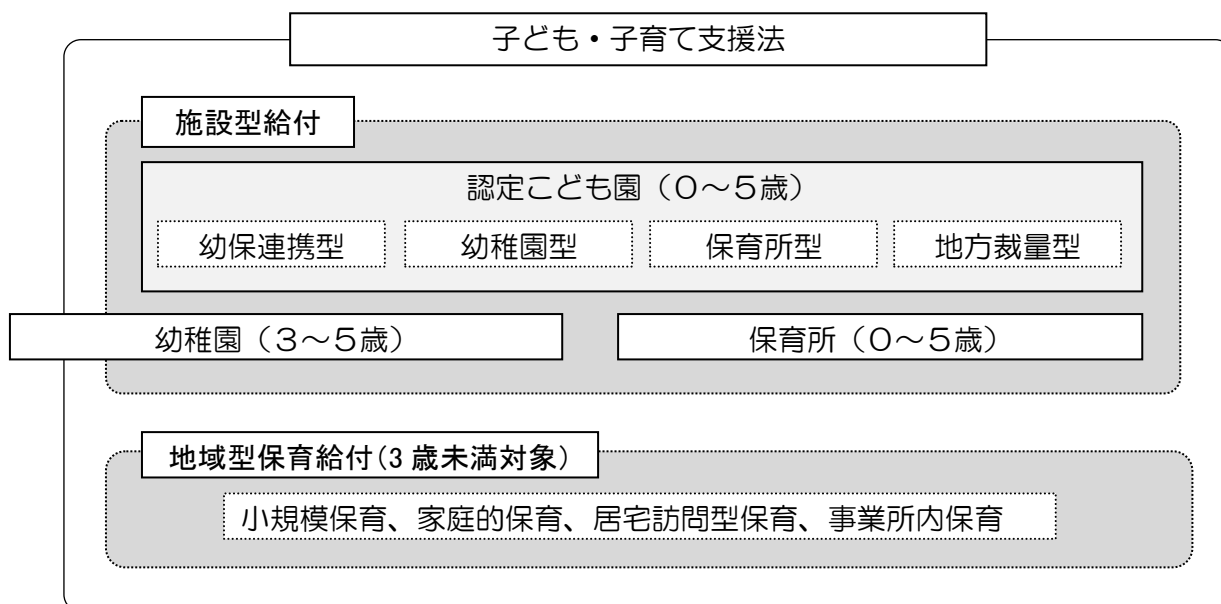
個々の施策については、地域の実情やニーズをふまえて実施します。

【区域設定の考え方】

- 市内間であれば、比較的、移動が容易です。
- 特に保育サービス等の利用については、事業や施設の利用地が、居住地と必ずしも一致しない状況にあります。
- 現行の「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」においても、市を一つの区域として設定しています。

Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【新しい制度での教育・保育施設の位置づけ】



※幼稚園については、子ども・子育て支援法による給付を受けない施設となることも可能。

【教育・保育施設を利用する子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	教育・保育施設
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	●教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間外(降園時間以降や長期休業日)の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査あり

- 国の提示する標準算出方法に基づいた算出結果を原則とし、前期計画の実績値をふまえて補正する。

(単位：人)

区分			R元（入所状況）				
			1号	2号		3号	
				教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳
量の見込み①							
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園	1,357				
		認定こども園・認可保育所			3,192	2,306	927
	地域型 保育事業	小規模保育					
		家庭的保育					
		居宅訪問型保育					
		事業所内保育施設					
	確認を受けない認可幼稚園						
	幼稚園＋預かり保育						
	企業主導型保育施設						
	認可外保育施設				48	59	34
	幼稚園接続保育						
確保方策合計②			1,357	0	3,240	2,365	961
過不足②－①							

区分			R4				
			1号	2号		3号	
				教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳
量の見込み①			1,211		3,334	2,406	417
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園	1,925				
		認定こども園・認可保育所			3,048	2,047	834
	地域型 保育事業	小規模保育				13	6
		家庭的保育					
		居宅訪問型保育					
		事業所内保育施設					
	確認を受けない認可幼稚園						
	幼稚園＋預かり保育		545				
	企業主導型保育施設						
	認可外保育施設				125	96	49
	幼稚園接続保育						
確保方策合計②			2,470	0	3,173	2,156	889
過不足②－①			1,259	0	▲161	▲250	472

(単位：人)

R2					R3				
1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳		教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳
1,256		3,459	2,295	418	1,271		3,500	2,300	417
1,905					1,898				
		3,006	2,019	820			3,027	2,033	827
			13	6				13	6
565					572				
		125	96	49			125	96	49
2,470	0	3,131	2,128	875	2,470	0	3,152	2,142	882
1,214	0	▲328	▲167	457	1,199	0	▲348	▲158	465

R5					R6				
1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳		教育利 用希望	左記 以外	1・2歳	0歳
1,208		3,325	2,404	418	1,209		3,327	2,406	417
1,926					1,926				
		3,069	2,061	841			3,202	2,297	841
			13	6				13	6
544					544				
		125	96	49			125	96	49
2,470	0	3,194	2,170	896	2,470	0	3,327	2,406	896
1,262	0	▲131	▲234	478	1,261	0	0	0	479

■教育・保育施設別

(単位：人)

年度		入所状況 H31. 3. 1	R2	R3	R4	R5	R6	
教育施設 (幼稚園等)	① 量の見込み		1,256	1,271	1,211	1,208	1,209	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
		認定こども園	85	120	120	120	120	120
		計	1,357	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470
	② - ①		1,214	1,199	1,259	1,262	1,261	
<p><確保方策の内容></p> <p>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆教育利用を希望する共働き等家庭の子どもについては、一時預かり事業（幼稚園型）や認定こども園により対応する。</p>								
保育施設 (保育所等)	① 量の見込み		6,172	6,217	6,157	6,147	6,150	
	②確保方策	認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認定こども園	240	335	335	335	335	335
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
		計	6,556	6,134	6,176	6,218	6,260	6,629
② - ①		▲38	▲41	61	113	479		
<p><確保方策の内容></p> <p>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆令和2年度は、定員増の意向がある施設の数値を反映している。</p> <p>◆認定区分ごとの量の見込みに対する当面の不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」を活用することで、総量としては対応が可能と見込んでいます。</p> <p>◆認可保育所・認定こども園においては、令和2年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設について定員増を図り、量の見込みに対応していく。</p> <p>なお、既存施設の定員増が難しい場合においては、新たな施設整備も選択肢の一つとして、量の見込みに対応していく。</p>								
計	就学前児童数		9,232	9,292	9,197	9,183	9,185	
	① 量の見込み		7,428	7,488	7,368	7,355	7,359	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
		認定こども園	325	455	455	455	455	455
		認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
計	7,923	8,604	8,646	8,688	8,730	9,099		

(ポイント)

- 令和元年度の3歳以上児は幼稚園・保育所等何らかの施設に98%が入園している。また二一ズ調査では、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されても、全体の92.5%は、「現在利用している事業を変更する考えはない」と回答している。このことから、1号、2号認定については、ただちに大きく変化することはないものと見込んでいる。
- 幼稚園の入園者数は、二一ズ調査結果に基づく量の見込みは実績と開きがあり、令和元年度の入所率実績(26.1%)が維持されると見込み、1号の量の見込みを補正している。

- 2号認定については、計画期間中の利用希望者数は令和元年度実績並みと見込み、ニーズ調査の量の見込みを補正している。
- 3号認定の量の見込みについては、4月1日時点の数値とし、就学前児童見込数に対し令和元年度実績並みの利用希望率を見込み算定した数値を、量の見込みの補正值としている。
- 国の基本指針によると、量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは、中間年を目安として計画を見直すこととされているため、令和4年度を目途に本計画の見直しを行いたいと考えている。

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 利用者支援に関する事業

【事業概要】

- 妊娠届出時の相談を強化し支援の必要性のアセスメントの実施
窓口相談専任スタッフの配置
専用相談室（きずな相談室）の設置（出雲市役所 1 階健康増進課南側の相談室）
- 妊娠から出産まで、切れ目なく支援を行うための出雲市妊婦台帳および全妊婦のケアプランの作成
- 妊娠・出産・子育て期に、特に支援を要する要支援者（家族）への個別支援体制の強化
- 地区担当保健師と母子健康包括支援センタースタッフとの重層的な支援の実施
- 望まない妊娠等への相談支援の強化（開庁時の直通電話の設置）
きずな相談ダイヤルの設置
- 医療、福祉、子育て支援等の関係機関との連携強化

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 専任保健師を配置した「母子健康包括支援センター」を出雲市役所健康増進課内に設置し、全市を対象とした支援を行う。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 出雲市役所健康増進課内に「母子健康包括支援センター」を継続して設置する。

2. 延長保育事業

【事業概要】

- 保育所における 11 時間の開所時間の前後において 30 分以上延長して保育を行う事業。
- ＜対象児童＞ 保育所入所児童
- ＜利用時間＞ 実施施設（保育所）により異なる 例）開所 7:30～18:30、時間外保育 18:30～19:00
- ＜利用料金＞ 実施施設（保育所）により異なる 例）1 人 1 日 300 円、1 人 1 か月 2,500 円

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
実施施設数	47 か所	47 か所	48 か所	51 か所	52 か所
利用者数（延べ）	51,623 人	53,650 人	51,424 人	52,561 人	—
利用者数（実数）	2,318 人	2,272 人	2,514 人	2,585 人	—
入所児童数 ※	5,487 人	5,654 人	5,717 人	5,904 人	6,060 人

※ 各年度 5 月 1 日時点における人数。広域入所（委託、受託とも）は含まない。

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 推計児童数は減少傾向にあるが、入所児童は増加している。
- 実績には突発的な利用も含まれているため、計画的な利用希望によるニーズ調査結果数よりも多くなる傾向にあると考えられる。

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数
ニーズ調査結果	1,585 人		1,595 人		1,578 人		1,576 人		1,577 人	
① 量の見込み	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所
② 確保方策	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所	2,600 人	52 か所
②-①	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 現行の延長保育事業を継続する。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に、遊びや生活の場を提供する事業。

＜対象児童＞ 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない小学校1年生から6年生までの児童

＜市設置の児童クラブ＞

・ 開設時間 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
※18:30まで延長利用可能

・ 保護者負担金 7,000円/月（減免制度あり）
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり

・ 入会先 各小学校区で開設している児童クラブ

＜社会福祉法人等への施設整備・運営補助＞

保育所を運営する社会福祉法人等による児童クラブ運営への参入を促進するため、運営費等補助制度により支援

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数（1～3年生）	1,670人	1,725人	1,860人	1,917人	2,003人
利用者数（4～6年生）	151人	215人	154人	167人	215人
施設数	44か所	44か所	44か所	45か所	46か所

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 1年生については、実際の入会希望率がニーズ調査の結果を既に上回っているため、令和元年度の希望率の実績を基に、毎年度1%程度増加すると見込み、入会数を算出する。
- 2年生以上については、学年ごとに希望率が逡減していく特性がある。2～3年生は出雲市の児童クラブの過去5か年の入会希望の逡減率が概ね一定であるため、この逡減率の実績により入会見込数を算出する。（逡減率 1年→2年 92%、2年→3年 78% 過去5年間平均）
- 4年生以上については、ニーズ調査において、高学年での利用を希望する者のうち、平日放課後に児童の面倒をみる大人がいないと回答した者（10.4%）を抽出した。4年生はその割合よりも令和元年度の希望率が上回っているため、実際の希望率を基に入会数を算出する。5～6年生は、高学年になるにつれて下校時間が遅くなることなどから希望率はさらに低くなるため、過去5か年の逡減率の実績を踏まえ、5年生は4%、6年生は2%として見込む。

区分	R2			R3			R4		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,421 人	855 人		2,402 人	858 人		2,447 人	873 人	
①量の見込 み	2,156 人	299 人		2,150 人	296 人		2,247 人	299 人	
②確保方策	2,156 人	233 人	48 か所	2,150 人	246 人	48 か所	2,247 人	266 人	49 か所
②-①	0人	▲66 人		0人	▲50 人		0人	▲33 人	

区分	R5			R6		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,449 人	870 人		2,478 人	864 人	
①量の見込 み	2,294 人	300 人		2,349 人	292 人	
②確保方策	2,294 人	284 人	50 か所	2,349 人	292 人	51 か所
②-①	0人	▲16 人		0人	0人	

【確保方策の設定の考え方】

- 各児童クラブの施設面積から算出した入会可能人数を上限として、1～3年生を優先させたうえで、入会希望見込み人数（量の見込み）が入会すると見込む。
- 受入枠が不足する小学校区については、市設置クラブの拡張整備や、社会福祉法人等の参入により、計画的に施設の拡充を図ることで入会可能人数を増やし、令和6年度には入会希望児童の全てが入会すると見込む。
- 施設数については、法人設置クラブが毎年1増するとともに、学校統合による市設置クラブの1減を見込む。

【課題】

- 利用者数の増加に対応するため、各児童クラブの職員体制の整備が重要である。
- 様々な支援の必要な利用児童の増加に対応するため、専門的知識、技能を有する職員の確保が必要である。

4. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

＜対象者＞ 乳児とその保護者

＜訪問者＞ 専門職訪問（生後1か月前後）：保健師、助産師

あかちゃん声かけ訪問（生後4か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター

＜利用料金＞ 無料

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
訪問人数	1,584人	1,548人	1,483人	1,477人

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 今後も全戸訪問をめざし、量の見込み設定は、当該年度の出生見込数とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1,488人	1,485人	1,486人	1,487人	1,485人
確保方策	実施体制：市保健師28人、 委嘱助産師10人、あか ちゃん声かけ訪問員 150人 実施機関：市 委託団体等：無	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。

5. 養育支援訪問事業

【事業概要】

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育力を高めるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。

＜支援内容＞ 専門職訪問：保健師・助産師等による育児相談、見守り活動
家事支援ヘルパー派遣：ヘルパーによる家事・育児援助（委託機関：出雲市社会福祉協議会等）

＜対象者＞ 養育支援が必要な家庭

＜訪問者＞ 保健師・助産師・ホームヘルパー等

＜利用料金＞ 無料

＜派遣時間等＞ 1日4時間以内（出生…乳児退院後1か月の間に15日以内、以後11か月の間に11日以内 出生以外…年間12日以内）

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
訪問人数(延べ)	127人	33人	48人	44人

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査なし

- 専門職（保健師・助産師）による訪問を延べ40人（40回）、ホームヘルパーによる訪問を延べ10人（10回）として見込み、延べ50人（50回）とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	実施体制：上記訪問者で実施。事例毎にサービス計画を作成し訪問者を決定する 実施機関：市 委託団体等：家事支援ヘルパー派遣を社会福祉協議会等3者に委託	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。

【課題】

- 養育支援訪問員の確保。

6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。
 - 利用可能な他制度が優先される。
- ＜対象児童＞ 0歳から中学生まで
- ＜利用料金＞

利用する 時間帯	区分1	区分2	区分3	区分4
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	その他の世帯
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

＜実施施設＞ さとがた保育園(里方町)、CSいずも放課後デイサービス大社事業所(大社町入南)、CSいずも放課後デイサービス知井宮事業所(知井宮町)

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
子育て短期事業 (ショートステイ)	8人日	5人日	6人日	7人日

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 育児不安、虐待の防止等に利用の主眼を置いている。
- 実際の相談によると、働き方や生活上の調整で養育が可能な場合が見受けられる。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ調査結果		26人日	26人日	25人日	25人日	25人日
①量の見込み		10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保 方策	子育て短期支援事業(ショートステイ)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を継続する。

【課題】

- 効果的に利用できるよう実施施設と緊密に連携。
- 利用可能な他制度の情報提供。

7. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

- 小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受け付ける事業。

＜基本事業＞ 交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談対応、地域の子育て関連情報提供、子育てや子育て支援に関する講座の開催等

＜対象者＞ 小学校就学前の児童とその保護者

＜利用料金＞ 無料

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
利用者数	75,185 人	73,454 人	68,787 人	66,090 人	—
施設数	10 か所	10 か所	10 か所 ^{※1}	10 か所 ^{※2}	10 か所

※1 H29年10月からさんびーの広場を休所（H30.3.31閉鎖）

※2 H30年7月17日子育て支援センターはぐはぐを開設

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査結果の計算は、0歳から2歳児までを対象として算出。3歳児以上の利用を考慮し、利用実績の減少傾向を乗じて量の見込みとする。

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数
ニーズ調査結果	10,234 人日		10,240 人日		10,550 人日		10,548 人日		10,548 人日	
①量の見込み	60,900 人日		58,500 人日		56,100 人日		53,900 人日		51,700 人日	
②確保方策		10 か所		10 か所		10 か所		10 か所		10 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を継続する。
直営：8か所、委託：2か所

8. 一時預かり事業（幼稚園型）

（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【事業概要】

- 幼稚園において、保護者の短期のパートタイム就労や急な用事など子育て家庭のニーズに対応して、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施する事業。

<対象児童> 当該幼稚園に在籍する園児

<料金設定>

7:30～18:30の一時預かりを実施している園

実施する預かりの内容及び料金		
平日（月～金）	7:30～8:30	100 円
	14:30～16:30	200 円
	14:30～18:30	400 円
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	7:30～18:30 のうち 3 時間以内の利用	300 円
	7:30～18:30 のうち 3 時間を超え 5 時間以内の利用	500 円
	7:30～18:30 のうち 5 時間を超え 8 時間以内の利用	800 円
	7:30～18:30 のうち 8 時間を超える利用	1,100 円

14:30～16:30の一時預かりを実施している園

実施する預かりの内容及び料金		
平日（月～金）	14:30～16:30	200 円
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	8:30～16:30 のうち 3 時間以内の利用	300 円
	8:30～16:30 のうち 3 時間を超え 5 時間以内の利用	500 円
	8:30～16:30 のうち 5 時間を超える利用	800 円

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
利用日数	50,569 人日	61,757 人日	66,565 人日	76,590 人日	—
実施園数	14 園	17 園	22 園	26 園	26 園

※平成30年度から、すべての幼稚園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施

※令和元年度の実施状況

7:30～18:30までの実施園 15 園（平成30年度は14園）

14:30～16:30までの実施園 11 園（平成30年度は12園）

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査では、幼児期の学校教育利用の希望が強い家庭の利用と共働き等家庭の定期的な利用に分けて量の見込みを算出している。
- 1号の量の見込みについて、実績値による補正を行っており、一時預かり事業の実績値を基に、量の見込みの補正を行う。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ調査結果	幼児期の学校教育利用の希望が強い家庭の利用	4,703 人日	4,759 人日	4,535 人日	4,523 人日	4,525 人日
	共働き等家庭の定期的な利用	44,746 人日	45,275 人日	43,143 人日	43,028 人日	43,053 人日
①量の見込み	幼児期の学校教育利用の希望が強い家庭の利用	6,830 人日	6,787 人日	6,760 人日	6,601 人日	6,556 人日
	共働き等家庭の定期的な利用	64,984 人日	64,567 人日	64,306 人日	62,796 人日	62,380 人日
②確保方策	一時預かり事業(幼稚園型)	97,152 人日	97,152 人日	97,152 人日	97,152 人日	97,152 人日
②-①		25,338 人日	25,798 人日	26,086 人日	27,755 人日	28,216 人日

【確保方策の設定の考え方】

- 引き続き、全園での実施を基本とする。
- ニーズ調査において、幼稚園の一時預かり事業は時間が短いと考えている保護者のうち、一時預かりの実施時間を7:30~18:30までとした場合、幼稚園の入園を希望すると回答したものが75.6%となっている。
- 調査結果をふまえ、実施時間が14:30~16:30となっている11園の預かり時間については、必要に応じて7:30~18:30に延長することを検討する。
- 預かり時間の延長は、ニーズ調査による地域別の一時預かり(幼稚園型)のニーズ、地域の保育所利用希望状況及び各幼稚園の入園者数等を基準として、優先度の高い園から年次的に実施する。

【確保方策の数量の考え方】

- 平成29年度の間見直しにおける、26園実施時点での確保方策の数値を用いている。

9. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業のうち病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

《一時預かり事業（幼稚園型を除く）》

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間、保育所において一時的に預かる事業。

＜対象児童＞ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児

＜利用限度＞ 週3日、月14日以内

＜利用時間＞ 概ね 8:30～16:30

＜利用料金＞ 概ね 4時間以上利用…1,800円、4時間未満利用…900円

《子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）》

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（病児対応、就学後を除く）の対象児童等

＜対象児童＞ 0歳から就学前

＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

＜利用料金＞ 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

《子育て短期支援事業（トワイライトステイ）》

- 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となったとき等の緊急の場合に、児童福祉施設などにおいて児童を預かる事業。

＜対象児童＞ 0歳から中学生まで

＜利用料金＞

利用する時間帯	区分1	区分2	区分3	区分4
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村住民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	その他の世帯
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

＜実施施設＞ さとがた保育園(里方町)、CSいずも放課後デイサービス大社事業所(大社町入南)、CSいずも放課後デイサービス知井宮事業所(知井宮町)

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	18,823 人日	14,954 人日	14,197 人日	10,097 人日
子育て援助活動支援事業 (病児対応、就学後を除く)	1,846 人日	1,658 人日	1,756 人日	2,876 人日
子育て短期支援事業(トワイライト)	2人日	3人日	0人日	0人日

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 一時預かり事業については、毎年、利用実績が下がっており、直近の年度の利用実績と同程度の量を見込む。
- ファミリー・サポート・センターについては、現状、利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、利用実績と同程度の量を見込む。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	
ニーズ調査結果	88,455 人日	88,995 人日	88,264 人日	88,140 人日	88,165 人日	
① 量の見込み	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日	
② 確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日
	子育て援助活動支援事業 (病児対応、就学後を除く)	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

【確保方策の設定の考え方】

- 一時預かり事業は、①国の基準を満たす一時預かり事業と②県の基準を満たす一時保育事業の2つの事業形態がある。①は、第2種社会福祉事業（社会福祉法上の事業）として位置付けられており、届出等の事務手続きが必要であるが、年間延べ利用児童数に応じた補助金が設定されている。そのため、利用児童数に応じた対応が可能であり、②に比べ多くの児童を預かることが可能である。確保方策は、①と②をあわせたものとするが、安定的な受け入れのため、一時預かり事業（①）への移行を促す。
- 子育て援助活動支援事業は、現状程度の援助会員数（R元年8月末：まかせて会員458人、両方146人、合計604人）で活動可能な件数を設定する。
- 子育て短期支援事業は、現状の実施体制を継続する。

【課題】

- 子育て援助活動支援事業については、まかせて会員の増員と研修の充実。
- 子育て短期支援事業については、実施施設との緊密な連携と利用可能な他制度の情報提供。

10. 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業のうち病児対応）

【事業概要】

≪病児・病後児保育事業≫

- 児童が病気等の「回復期」や「回復期に至らない場合（当面の症状の急変が認められないこと）」に、入院治療の必要はないものの集団保育等が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができないときなどに、医療機関や保育所に併設した施設で児童を預かる事業。

＜対象児童＞	市内在住又は市内の保育所、幼稚園、小学校等に在籍する児童
＜利用時間＞	基本時間…月～金 8:30～17:30 / 土曜日 8:30～12:30 （休日：日・祝・年末年始・併設医療機関等の休業日） 延長時間…月～金 8:00～8:30、17:30～18:00 / 土曜日 8:00～8:30
＜利用料金＞	基本料金…病児保育室 1,000 円/日、病後児保育室 500 円/日（所得状況等に応じて減免あり） 延長料金…8:00～8:30、17:30～18:00 各 500 円

≪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）≫

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
- ◆子育て援助活動（病児対応）の対象児童等
 - ＜対象児童＞ 0歳から小学6年生
 - ＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。
 - ＜利用料金＞ 400 円/30分

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
病児・病後児保育事業	2,076 人日	2,086 人日	2,322 人日	2,516 人日
子育て援助活動支援事業 (病児対応)	34 人日	11 人日	8 人日	18 人日

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 病児・病後児保育事業は、平成29年度まで6施設（合計定員19人）で実施していたが、平成30年度に平田地域で1施設が廃止され、5施設（定員17人）となった。平成30年度の利用実績は、年間を通した利用可能枠に対し、47.2%となっている。
- ニーズ調査においては、「病児・病後児保育を利用できなかった親（15.5%）のうち、「空きがなかった」と回答した人が60.8%となっている。
- ニーズ調査結果による量の見込みは、実績と大きく乖離しているが、この差を補正するための指標がないため、実績から量の見込みを設定する。

- 令和2年度から病後児保育施設1施設(定員6人)が平田地域で開設される予定であり、新たな施設の利用を500人日と見込み、実績に加えた数値を量の見込みとして設定する。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ調査結果		9,209人日	9,268人日	9,174人日	9,160人日	9,163人日
① 量の見込み		3,020人日	3,020人日	3,020人日	3,020人日	3,020人日
② 確保 方策	病児・病後児 保育事業	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日
	子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター 事業：病児対応)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- 病児・病後児保育事業は、引き続き、実施施設間の連携により、受け入れ数の拡大を図る。
- 令和2年度から病後児保育施設1施設(定員6人)を平田地域で開設し、6施設(定員23人)の実施体制により、量の見込みに対応する確保方策を設定する。
- 計画の中間年である令和4年度において、必要に応じ見直しを行なう。
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業：病児対応)は、現状の活動件数を維持する。

【課題】

- 病児・病後児保育事業の潜在的なニーズ把握とPR強化
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業：病児対応)は、病児の預かりが可能な援助会員の確保と研修の充実。

11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

【事業概要】

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（就学後）の対象児童等

- <対象児童> 小学生
- <利用時間> 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。
- <利用料金> 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

【利用実績】

区分	H27		H28		H29		H30	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
子育て援助活動 支援事業 (就学後)	3,746 人日	444 人日	3,932 人日	828 人日	3,359 人日	788 人日	2,269 人日	993 人日
計	4,190 人日		4,760 人日		4,147 人日		3,262 人日	

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査結果では約50人日となっているが、選択肢が「ファミリー・サポート・センターへ小学生を預ける場合」と判断され、児童クラブや習い事と自宅との送迎が主である小学生のファミリー・サポート・センター利用がニーズ調査結果に現れなかったと推測される。
- 現状では、ファミリー・サポート・センターにおいて利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、直近の利用実績と同程度の量を見込む。

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
ニーズ調査結果	53 人日	53 人日	52 人日	54 人日	53 人日	55 人日	54 人日	54 人日	54 人日	54 人日
① 量の見込み	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日
② 確保方策	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日
③ -①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の利用実績件数を維持する。

【課題】

- 援助会員数の増員と研修の充実。

12. 妊婦に対して健康診査を実施する事業

【事業概要】

- 妊娠届のあった妊婦に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して妊婦健診を実施する事業。

＜対象者＞	妊婦
＜利用回数＞	1人あたり14回
＜助成金額＞	1人あたり107,120円

【利用実績】

年度	H27	H28	H29	H30
人数	1,613人	1,497人	1,482人	1,441人
健診回数	19,237回	17,862回	17,078回	17,026回

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 年間の妊娠届出見込数1,550人(転入者を含む)に、1人当たりの平均健診回数11.8回を乗じたもの。転入、早産、妊娠届出週数等により、対象者全員が14回の利用とはならない。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の 見込み	人数	1,550人	1,550人	1,550人	1,550人	1,550人
	健診回数	18,290回	18,290回	18,290回	18,290回	18,290回
確保方策		実施場所：県内の医療機関（償還払いは県外の医療機関可） 実施体制：医師、助産師他 検査項目：県内統一項目（国の基準） 実施時期：母子保健法による	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。
- 母子保健法に基づく国の基準に基づき実施する。

【課題】

- 特になし。

13. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- 要保護児童対策調整機関職員の専門性強化に向けた各種研修への参加
- ケース記録や進行管理台帳等情報管理を電子化し、関係機関との迅速な連携
- 児童相談アドバイザーによる児童虐待対応に関する講習や個別ケース支援についての具体的な助言・指導
- 地区担当保健師等が把握した支援対象者のうち、関係機関との連携による対応が必要なものについて個別支援会議等を開催し、情報共有、継続支援を行う。
- 地域住民への周知を図る取組
島根県立大学と共同による講演会の開催
地域ネットワーク構成員による街頭啓発活動等

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 要保護児童対策調整機関を出雲市子ども家庭相談室内に設置し、訪問事業等と連携した支援を行う専門職員を配置する。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の設定の考え方】

- 出雲市子ども家庭相談室内に要保護児童対策調整機関を継続して設置する。

14. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- 支給認定を受けた子どもの属する世帯の所得状況などを勘案し、教育・保育において保護者が支払うべき日用品、文房具等や行事への参加に必要な費用等に対して助成する事業。

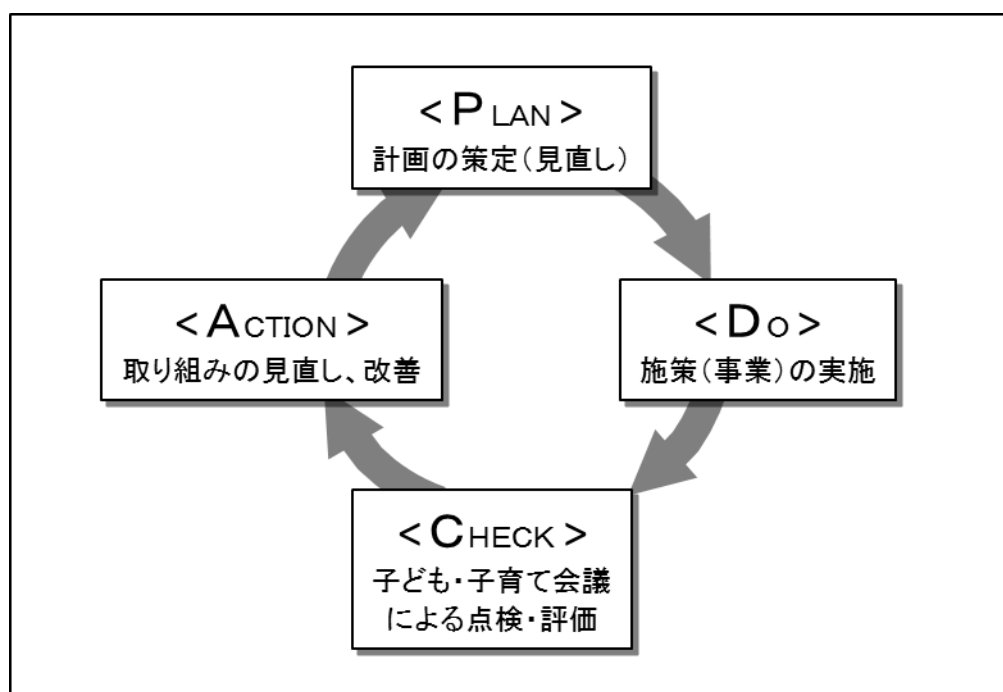
【事業実施の考え方】

- 幼児教育・保育の無償化実施にともない、本事業に新たに施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助が加わった。
- 就学前児童の世帯の所得の状況や費用負担の実態を注視し、状況に応じて事業実施を検討する。

第5章 計画の進行管理

I 計画の進行管理

- 計画の適切な進行管理のため、毎年度、『出雲市子ども・子育て会議』において、本計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します（PDCAサイクルによる進行管理）。
- 特に、前章の「量の見込み」「確保の内容」については、必要がある場合は、令和4年度を目途に計画を見直します。



資料編

子どもや子育て家庭を取り巻く状況

I 少子化の動向

1. 人口の推移

■人口及び年齢3区分人口の推移

- 本市の人口の推移をみると、平成22年まで減少傾向にありましたが、平成27年は微増となっています。
- 年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する少子高齢化が進んでいます。

（単位：人）

区 分	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
総人口	173,751	171,485	171,938
年少人口	25,633	24,402	23,617
14歳以下	14.8%	14.2%	13.8%
生産年齢人口	105,863	102,375	97,382
15～64歳	60.9%	59.7%	57.1%
老年人口	42,050	44,584	49,563
65歳以上	24.2%	26.0%	29.1%

資料 国勢調査

2. 出生数等の推移

■出生数の推移

- 出生数は、平成27年度から減少傾向で推移しています。

区 分	H22年度 (2010)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
出生数（人）	1,582	1,514	1,599	1,571	1,474	1,406

資料 住民基本台帳 *H22年度のみ外国人を除く

■合計特殊出生率の推移

- 本市の平成30年の合計特殊出生率(※1)は1.79であり、全国・県よりも高い値で推移しています。

区 分	H22年 (2010)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)
出雲市	1.71	1.74	1.83	1.84	1.77	1.79
島根県	1.68	1.66	1.78	1.75	1.72	1.74
全国	1.39	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

資料 人口動態統計

3. 出雲市の将来推計人口

■出雲市の年齢別将来推計人口

- 人口推計にあたっては、住民基本台帳人口（平成 28～31 年の各 3 月 31 日時点）に基づき、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法(※2)により、令和 2～6 年度の 0～11 歳人口を推計しました。
- 推計期間において、0～11 歳人口は当初の 19,032 人から 19,153 人へと微増が見込まれます。

(単位：人)

年度	H28 年 (2016)	H29 年 (2017)	H30 年 (2018)	R1 年 (2019)	R2 年 (2020)	R3 年 (2021)	R4 年 (2022)	R5 年 (2023)	R6 年 (2024)
0 歳	1,569	1,524	1,455	1,357	1,488	1,485	1,486	1,487	1,485
1 歳	1,510	1,605	1,536	1,520	1,393	1,527	1,524	1,525	1,526
2 歳	1,569	1,501	1,628	1,560	1,543	1,414	1,550	1,547	1,548
3 歳	1,579	1,574	1,512	1,659	1,581	1,563	1,432	1,570	1,567
4 歳	1,576	1,591	1,598	1,529	1,681	1,602	1,584	1,451	1,591
5 歳	1,660	1,584	1,611	1,616	1,547	1,701	1,621	1,603	1,468
6 歳	1,543	1,650	1,593	1,620	1,625	1,556	1,711	1,630	1,612
7 歳	1,585	1,545	1,663	1,607	1,634	1,639	1,569	1,725	1,643
8 歳	1,579	1,596	1,563	1,670	1,620	1,646	1,652	1,581	1,739
9 歳	1,703	1,596	1,613	1,571	1,683	1,633	1,659	1,665	1,594
10 歳	1,495	1,709	1,616	1,636	1,592	1,706	1,654	1,682	1,687
11 歳	1,688	1,503	1,716	1,630	1,646	1,602	1,717	1,665	1,692
計	19,056	18,978	19,014	18,975	19,032	19,073	19,158	19,130	19,153

* H 2 8 ～ R 1 年度の人口は、各年 3 月 31 日時点の住民基本台帳人口を記載。

用語解説

※1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。人口維持に必要な水準（人口置換水準）は、2.07とされる。

※2 コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

Ⅱ 世帯・就労の状況

1. 世帯の状況

■一般世帯及び世帯の家族類型別割合の推移

- 一般世帯数は、増加傾向にあり、家族類型別にみると、単独世帯が大きく増加し、その他の親族世帯は急速に減少しています。

(単位：世帯)

区 分	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
一般世帯数 ※3	54,586	55,805	59,945
核家族世帯数	26,857	28,221	30,378
	49.2%	50.6%	50.7%
その他の親族世帯数 ※4	16,331	15,177	13,333
	29.9%	27.2%	22.2%
非親族世帯数 ※5	137	322	394
	0.3%	0.6%	0.7%
単独世帯数	11,261	12,084	15,765
	20.6%	21.6%	26.3%

資料 国勢調査

■母子・父子世帯数及び母子・父子世帯割合の推移

- 平成17年から平成27年の10年間で母子世帯数は約1.26倍増加しています。

(単位：世帯)

区 分	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
母子世帯数	972	1,174	1,225
	1.78%	2.10%	2.04%
父子世帯数	83	102	97
	0.15%	0.18%	0.16%

資料 国勢調査

* 18歳未満世帯員のいる世帯を計上

* 割合は一般世帯に対する割合

2. 就労の状況

■女性の年齢別就業率

- 女性の年齢別就業率をみると、30歳～34歳にかけて一度落ち込み、その後再び上昇するといった傾向がうかがえます。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます
- 平成22年から平成27年の5年間で、ほぼ全年齢区分で就業率が上昇しています。

(単位：%)

区 分	出雲市			島根県	全国
	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	H27年 (2015)	H27年 (2015)
15～19歳	12.1	10.0	10.7	10.2	12.9
20～24歳	71.9	73.2	71.3	72.1	58.6
25～29歳	76.2	76.3	81.5	81.4	68.2
30～34歳	71.1	75.0	77.8	78.7	63.3
35～39歳	73.4	76.7	80.7	81.2	64.1
40～44歳	79.8	79.2	83.1	83.5	67.9
45～49歳	81.6	81.8	83.9	83.7	70.3
50～54歳	74.9	79.4	82.2	82.1	70.3
55～59歳	64.4	68.5	75.5	76.1	65.0

資料 国勢調査

用語解説

※3 一般世帯

- ①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
- ②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※4 その他の親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯。

※5 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

Ⅲ 子育てを取り巻く状況

1. 就学前児童の状況

■就学前児童数の推移

- 近年は 9,300 人前後で推移しています。
- 平成 31 年は、平成 27 年比で 98 人の減 (▲0.1%) となっています。

(単位：人)

区分	H22.3月末 (2010)	H27.3月末 (2015)	H28.3月末 (2016)	H29.3月末 (2017)	H30.3月末 (2018)	H31.3月末 (2019)
出雲地域	5,378	5,476	5,590	5,618	5,664	5,628
平田地域	1,229	1,116	1,125	1,102	1,036	987
佐田地域	136	138	129	125	108	102
多伎地域	171	136	125	140	135	114
湖陵地域	258	242	256	260	250	253
大社地域	699	687	669	641	637	623
斐川地域	*1,429	1,544	1,569	1,493	1,510	1,534
合計	9,300	9,339	9,463	9,379	9,340	9,241

資料 住民基本台帳 *H22.3月末現在の斐川地域の人数については外国人を含まない

■年齢別就学前児童数

- 平成 31 年 3 月末時点の就学前児童 (9,241 人) の年齢別内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

区分	年齢						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
出雲地域	866	940	974	1,008	912	928	5,628
平田地域	107	148	156	194	187	195	987
佐田地域	17	11	20	13	17	24	102
多伎地域	17	10	24	25	22	16	114
湖陵地域	36	48	42	48	34	45	253
大社地域	88	99	100	114	104	118	623
斐川地域	226	264	244	257	253	290	1,534
合計	1,357	1,520	1,560	1,659	1,529	1,616	9,241

資料 住民基本台帳 (平成 31 年 3 月末) *外国人を含む

■就学前児童の教育・保育施設の利用状況

- 本市における就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を基にその概要を表したものです。(各資料の時点が異なるため、正確な数値ではありません。)

(単位：人)

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
認可保育所	411	1,115	1,175	1,204	1,079	1,088	6,072
幼稚園	—	—	—	369	406	486	1,261
在宅等	946	405	385	86	44	42	1,908
合 計	1,357	1,520	1,560	1,659	1,529	1,616	9,241

※就学前児童数は、平成 31 年 3 月末日の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む）

※認可保育所の入所児童数は、令和元年 5 月 1 日現在の数値（市外からの入所を除く）。

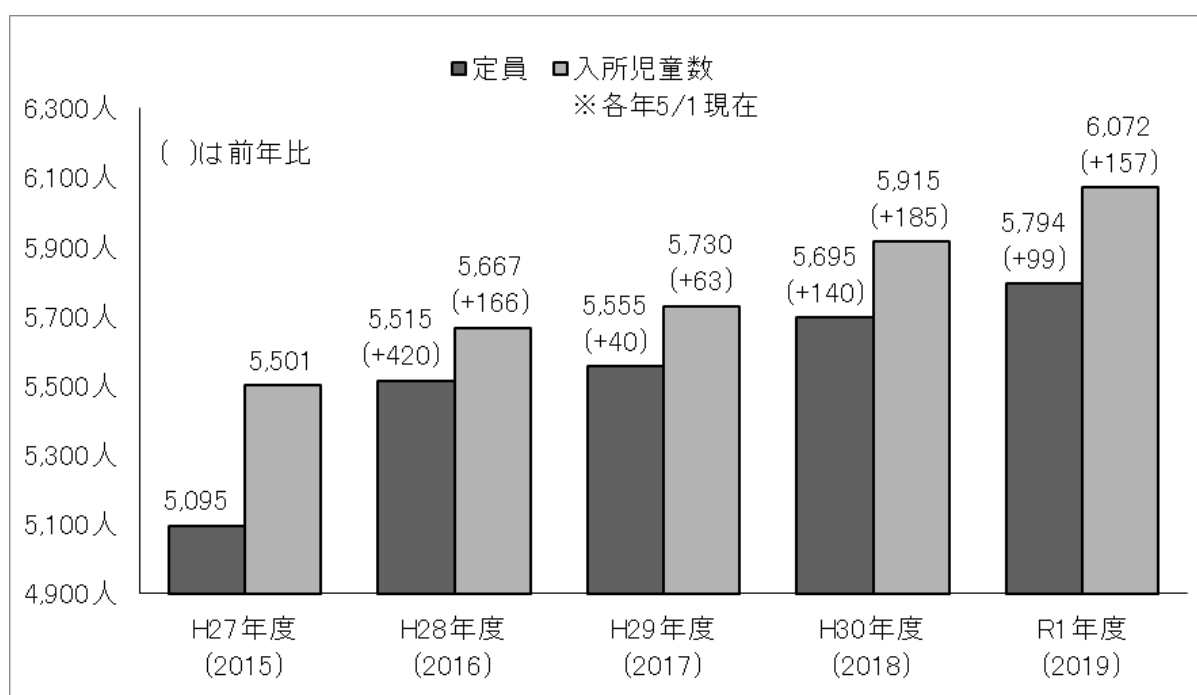
認定こども園の保育所部の入所児童数を含む。

※幼稚園の入所児童数は、令和元年 5 月 1 日現在の数値。認定こども園の幼稚園部の入所児童数を含む。

※在宅等には、事業所内保育所、認可外保育施設に入所する児童数を含む。

■保育所の入所児童数・定員数の状況

- 近年は、毎年定員改定（増員）を実施しています。
- 入所児童が増加傾向であり、近年は、毎年定員超過の状況にあります。

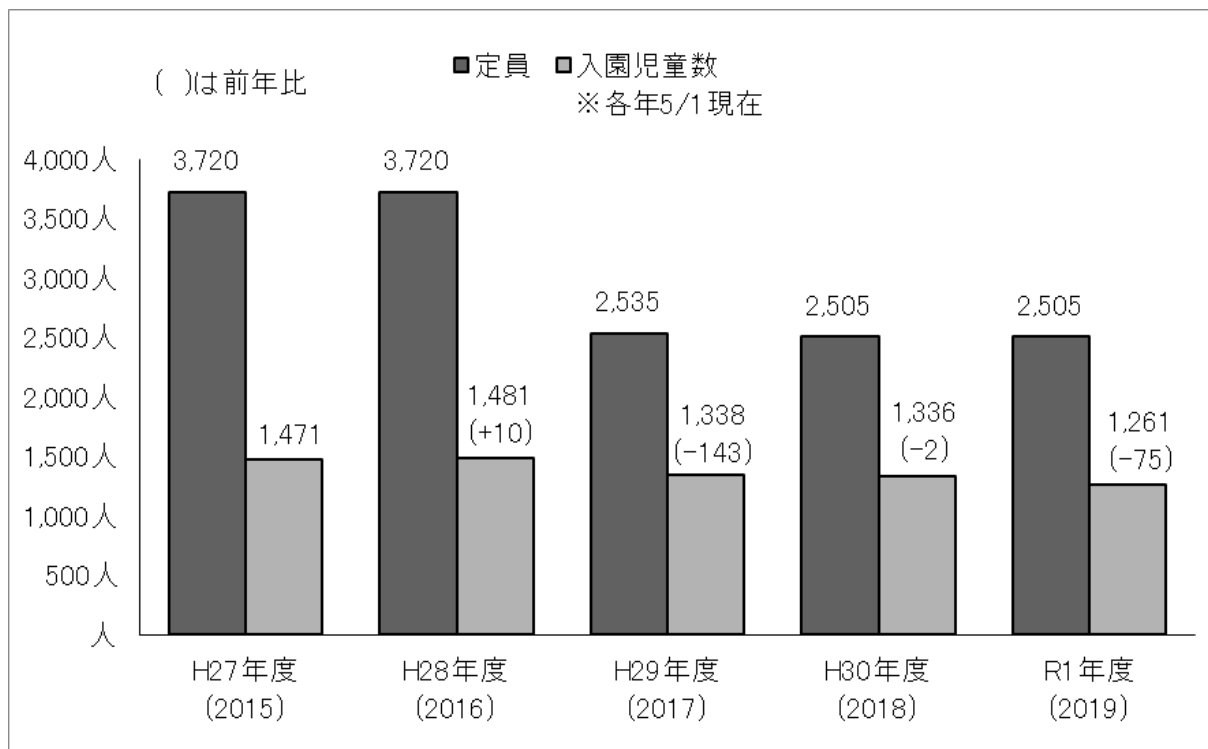


※定員は、市内認可保育所（認定こども園保育所部を含む）の定員

※入所児童数は、市内認可保育所（認定こども園保育所部を含む）の入所者数（市外者を含む）。

■幼稚園の入園児童数・定員数の状況

- 入園児童が減少傾向であり、定員割れの状況にあります。
- 平成 29 年度に実際の園児数と定員数が大きく乖離している公立幼稚園（21 園）について、定員の適正化を図るため定員減の変更を行っています。



※認定こども園の幼稚園部の児童数を含む。

2. 小学生の状況

■小学校の児童数

- H29 年度以降は、増加傾向にある。

区分	H22年 (2010)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)
小学校数(校)	40	38	37	36	36	34
児童数(人)	10,152	9,564	9,540	9,528	9,712	9,676

資料 学校基本調査（毎年度5月1日現在）

※小学校数は、分校を含まず。

3. 要保護児童の対応状況

■要保護児童の対応状況

○ 児童相談件数は、増加傾向にあります。

(単位：件)

年度	児童相談 (実件数)	(内訳)					
		養育力 不足	児童虐待				
			計	身体的	性的	心理的	ネグレクト
H17年度 (2005)	40	17	23	3	0	4	16
H22年度 (2010)	69	55	14	8	0	5	1
H26年度 (2014)	126	119	7	3	0	0	4
H27年度 (2015)	111	105	6	2	0	2	2
H28年度 (2016)	185	166	19	1	0	5	13
H29年度 (2017)	179	169	10	3	0	0	7
H30年度 (2018)	97	75	22	3	0	4	15

※H30年度から相談内容を精査し、単なる情報照会・提供にあたる内容のものは計上から外している。

出雲市子ども・子育て会議

I 出雲市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年出雲市条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成 17 年出雲市条例第 36 号)の規定を適用する。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 出雲市子ども・子育て会議規則

(平成 25 年出雲市規則第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市子ども・子育て会議条例(平成 25 年出雲市条例第 33 号)第 10 条の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議は、前項ただし書の規定により非公開とした場合を除き、傍聴することができる。

(傍聴人)

第 4 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場(以下「会議場」という。)の規模に応じ調整する。

(傍聴の手続)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入のうえ、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第 2 項で規定する定員を超えるときは、くじで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第 6 条 傍聴人は、会長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(会議録)

第 7 条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の規定により非公開としたときは、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、会長の許可を得なければならない。

3 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

Ⅲ 出雲市子ども・子育て会議委員

(順不同 敬称略)

	区分	氏名	組織・役職等
会長	識見	肥後 功一	島根大学 副学長
副会長	識見	高橋 恵美子	島根県立大学出雲キャンパス 准教授
委員	議員	今岡 真治	出雲市議会議員、文教厚生委員会副委員長
	議員	山内 英司	出雲市議会議員、文教厚生委員会委員
	保護者	坂根 壮一郎	出雲市認可保育所（園）保護者会連合会 会長
	保護者	塩崎 悟史	出雲市幼稚園PTA連合会 会長
	保護者	土江 徹	出雲市PTA連合会 副会長
	団体	羽根田 紀幸	出雲医師会小児科医会 会長
	団体	坂根 守	出雲市自治会連合会 会長
	団体	糸原 直彦	出雲商工会議所 専務理事
	団体	常松 道人	連合島根出雲・雲南地域協議会出雲地区会議 議長
	団体	飯塚 勉	出雲市要保護児童対策地域協議会 会長
	団体	飯塚 由美	出雲市民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表
	団体	黒田 誠	出雲市小学校長会 会長
	団体	廣戸 悦子	出雲市子育てサポーター連絡協議会 会長
	団体	高橋 悦子	出雲市男女共同参画推進委員会 委員
	従事者	原 成充	出雲市認可保育所（園）理事長会 会長
	従事者	堀江 泰誠	出雲市保育協議会 会長
従事者	川上 架津美	出雲市公立幼稚園・こども園長会 副会長	
従事者	高橋 義孝	出雲市児童クラブ運営委員会委員長会 会長	